

各国の EPA/FTA 交渉方針に関する 調査研究報告書

平成 22 年3月

財団法人 国際経済交流財団

委託先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

— 当該事業結果の要約 —

1. 米国が第三国と FTA を締結するにあたって設けている非関税障壁に関する規定の整理

(1) 米国が第三国と締結する FTA におけるサービス関連規定および米国側約束状況等

現在、米国は 17 カ国との間に 11 協定を発効済みであり、3 カ国との間に 3 協定を署名済みであるが、このうち 2 協定を除いては包括的なサービス関連規定を設け、いわゆる「ネガリスト」方式によって留保を行っている。

本調査研究では、特に、米国・コロンビア FTA、米国・ペルー TPA、米国・パナマ TPA、米韓 FTA、米豪 FTA および北米自由貿易協定 (NAFTA) の留保内容を詳細に比較したが、分野横断的サービス、分野別サービスとも、NAFTA を除く 5 協定については、相手国の地域や経済発展段階等が多様であるにも拘らず、概ね近似した内容の留保がなされていることが明らかになった。

(2) 米国が第三国と締結する FTA を巡る米国側の国内市場保護等を巡る議員等の発言

米国において議員の発言が外交、内政に影響力を与えることが多々あるが、通商政策も例外ではない。そこで、ケーススタディとして、ボーカス上院財政委員長 (民主党・モンタナ州出身) をとりあげ、背景や発言を俯瞰したところ、NAFTA や GATT のウルグアイラウンド交渉が行われていた 1990 年代前半から、米韓 FTA 交渉が行われた数年前にも、通商政策の総論ならびに各論において発言を行い、それが一定の影響力を有していたことが想定された。

2. これまでの日米間の二国間交渉や対話における非関税障壁に関する課題の分析に基づく将来の EPA 交渉の対応方法の検討

(1) これまでの日米間対話等から抽出した非関税障壁に関する課題

日米両国間の非関税障壁に関する課題は、両国政府がそれぞれ提出する報告書や公表文書、二国間経済対話等を通じて明らかにしたところ、貿易制裁措置や貿易円滑化などの水際の問題から、基準認証や衛生検疫、サービスや知的財産権、政府調達等、WTO にも協定が存在する分野、競争法や労働、司法制度改革等、一部の二国間協定や WTO 新規加盟時に取り上げられるものの新しい分野等、多種多様なものがあることが確認された。

(2) 主要項目に関する分析調査と将来の EPA 交渉の対応方法

本事業においては、非関税障壁の主要項目として、①医薬品・医療機器ならびに医療サービス、②通信サービス、③大学教育サービスおよび④特許制度をとりあげ、分析調査と将来の EPA 交渉への対応方法を検討したところ、それぞれ以下が明らかになった。

①医薬品・医療機器ならびに医療サービス

米国においては、医薬品、医療機器ならびに医療サービスに関連するロビー団体や商工会議所等が積極的に活動しており、スペシャル 301 条などのチャンネルなどを通して、海外市場における米国産業界が抱える課題等を政府が組み上げる制度を積極的に活用している。また、政府の公式チャンネル以外にも、各ロビー団体はプレスリリースなどを通して、積極的な広報活動も実施している。こうしたロビー団体の要求は、アメリカの FTA 交渉においても要求事項の対象となり、FTA 交渉の争点となっている。医薬品・医療機器分野は各国における医療・保険制度に大きく係るセンシティブな分野でもあり、必ずしも米国側の要求が FTA に反映されてはいないが、FTA の枠組みで作業部会が設けられ今後の協議事項とされている例もある。

②通信サービス

通信サービスに関しては、様々な業界団体がアメリカの通信サービス企業が海外市場で直面する問題について、積極的に活動しており、FTA のみならず WTO などの多国間協定のレベルにおいても意見表明等を行っている。

1988 年の包括通商競争力法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988) のセクション 1377 に基づいて、米国通商代表部 (USTR) が実施する米国の電気通信の協定の運用と効果に関するレビューを利用して、業界団体は政府に対して海外市場において抱える課題を報告している。また、その他にも様々なチャンネルを通じて米国政府に対して働きかけを行っている。

具体的な要望としては、外国投資の規制緩和のほか、技術中立性の確保や独立の電気通信規制当局の設置を要望している場合が多い。

③大学教育サービス

ドーハ開発ラウンドに対する米国の姿勢は、民間教育貿易はグローバル基準での選択肢の幅を広げ、知識主導型経済の競争条件平等にすることを通じて、公立大学制度を補完するというものである。このため、WTO において、米国は高等教育・成人育成及び訓練に関する声明書を提出し、国境を越えた高等教育サービスの提供や施設の建設・運営を妨げる貿易障壁を撤廃・低減して、サービス提供者に有利な

環境を創出することを目的に、高等教育に関する義務を定めていない WTO 加盟国に貿易障壁に関する義務を定め、市場アクセスに制限を設けないこと及び内国民待遇を要求している。

また、二国間 FTA においても、同様の立場から、交渉相手国における教育サービス業界の閉鎖性や規制の厳しさに対して懸念を表明しており、例えば韓国に対しては、米韓 FTA の文言が、公立教育機関を私立教育機関に対して優遇しうるものになっている点について、前者が後者を規制するものであり、両者の平等待遇を確保すべきであるという理由から懸念を示し、米国側の約束事項の履行を留保している。

④特許制度

米国において知的財産権に係わる団体は複数あるものの、昨今の FTA に関する発言や意見公表は特許よりも著作権や商標等が中心となっている。米豪 FTA および米モロッコ FTA のエンフォースメントに係る協定内容を WTO/TRIPS と比較したところ、より高いレベルでの知的財産権保護の規定が盛り込まれていることから、今後も特許を含む知的財産権の保護を巡る規定が FTA によって深化されることが看取された。

< 目次 >

I. 調査研究の趣旨・手法.....	1
1. 調査目的・趣旨	1
2. 調査の手法.....	2
II. 調査研究項目	3
1. 米国が第三国と FTA を締結するにあたって設けている非関税障壁に関する規定の整理	3
(1) 米国が第三国と締結する FTA におけるサービス関連規定および米国側約束状況等.....	3
(2) 米国が第三国と締結する FTA を巡る米国側の国内市場保護等を巡る議員等の発言.....	18
2. これまでの日米間の二国間交渉や対話における非関税障壁に関する課題の分析に基づく将来の EPA 交渉の対応方法の検討	20
(1) これまでの日米間対話等から抽出した非関税障壁に関する課題.....	20
(2) 主要項目に関する分析調査と将来の EPA 交渉の対応方法.....	31
①医薬品・医療機器ならびに医療サービス.....	31
②通信サービス.....	43
③大学教育サービス	53
④特許制度.....	58
【出所・参考文献一覧】	78

資料編

I. 調査研究の趣旨・手法

本調査報告書は、財団法人国際経済交流財団の委託により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが実施した平成 21 年度「各国の EPA/FTA 交渉方針に関する調査研究」の調査結果をとりまとめたものである。

1. 調査目的・趣旨

1990 年代から世界で自由貿易協定（Free Trade Agreement; FTA）の締結が加速している。日本は 2002 年にシンガポールとの間に初の経済連携協定（Economic Partnership Agreement; EPA）を発効させて以来、ASEAN 各国、メキシコ、チリ等との間に EPA を締結してきた。これまで、日本の EPA 相手国は発展途上国が中心であったことから、相手国の関税撤廃やサービス・投資分野等での約束を引き出すために、EPA の「協力章」に盛り込まれる中小企業、教育・人材育成、科学技術、情報通信といった分野の二国間協力や、より広く政府開発援助（ODA）等を提示するといったかたちでの交渉が行われてきた。

2009 年 6 月に発表された「経済財政改革の基本方針 2009」（「骨太の方針 2009」）においても「骨太の方針 2008」の別表「2010 年に向けた EPA 工程表」に基づき経済連携を引き続き積極的に推進するとしているが、同工程表にも示されているとおり、発展途上国との EPA 交渉は収束しつつあり、今後の構想として日米、日 EU の経済関係の更なる発展を促す基盤を検討すべきことが目標として掲げられている。また、産業界からも、米国、EU をはじめとする大市場国との間の EPA/FTA 締結を求める声が益々強まっている（例えば、日本経団連／米国ビジネス・ラウンドテーブル、日米経済人会議は共同声明等において折に触れて日米 EPA への支持を表明している。また、日本経団連、日・EU ビジネス・ラウンドテーブル等は日 EU 経済統合の実現を訴えている）。

これまでの EPA 交渉相手国と異なり、大市場国との間の EPA/FTA 締結に際しては、ODA や協力が交渉材料とはなりにくい。そこで、今後の日本の EPA 戦略を考える上では、交渉相手国によるこれまでの対外経済交渉や、第三国との FTA/EPA におけるセンシティブ分野への対処方法を調査分析し、産業構造や政策決定プロセス等と併せ、比較検討することが極めて有用である。

以上の背景を踏まえ、本調査研究では、日本にとって特に重要な交渉相手国となる可能性が高い米国に関する調査を行うこととする。また、センシティブ分野は多

岐にわたり、時代とともに変化するが、本調査研究ではとくに「サービス分野」を対象とする。すなわち、米国が第三国との間に締結した FTA のサービス関連規定（サービス章等）について、成立過程、内容、効果に関する調査分析を行うとともに、米国が日本に対して行ってきたサービス分野に係る規制撤廃要求等の背景、内容、効果について調査・分析し、以って日米 FTA 交渉における日米間のサービス分野におけるリクエスト内容と対処方法について検討することとする。

2. 調査の手法

本調査では、文献・インターネットによる情報収集・分析を行った。

具体的には、各国の EPA/FTA 交渉方針等に関する理解を深め、我が国における戦略の検討と政策立案に資するよう、信用に足る海外各種文献・統計データならびに国内文献・統計データを主要ソースとして分析を行った。

なお、参照した文献は脚注並びに巻末参考文献リストに記すものである。

II. 調査研究項目

本調査研究項目の構成は、以下の通りである。

1. 米国が第三国と FTA を締結するにあたって設けている非関税障壁に関する規定の整理
 - (1) 米国が第三国と締結する FTA におけるサービス関連規定および米国側約束状況等
 - (2) 米国が第三国と締結する FTA を巡る米国側の国内市場保護等を巡る議員等の発言
2. これまでの日米間の二国間交渉や対話における非関税障壁に関する課題の分析に基づく将来の EPA 交渉の対応方法の検討
 - (1) これまでの日米間対話等から抽出した非関税障壁に関する課題
 - (2) 主要項目に関する分析調査と将来の EPA 交渉の対応方法
 - ① 医薬品・医療機器ならびに医療サービス
 - ② 通信サービス
 - ③ 大学教育サービス
 - ④ 特許制度

1. 米国が第三国と FTA を締結するにあたって設けている非関税障壁に関する規定の整理

ここでは、米国が第三国と FTA を締結するにあたって設けている非関税障壁に関する規定を整理・分析する。

(1) 米国が第三国と締結する FTA におけるサービス関連規定および米国側約束状況等

① 米国の FTA をめぐる現状と戦略

米国は現在、17 カ国との間に FTA を発効しているほか、3 カ国との間の FTA に署名し、議会の批准を待っているところである¹。このうち 2 協定を除いては包括的なサービス関連規定を設け、自由化の例外とする措置を附属書に掲載する、いわゆる「ネガリスト」方式によって留保を行っている。

¹ 米国通商代表部ホームページ (<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>)

図表 1 米国の FTA 現状

相手国	発効・署名年月	サービス関連規定
発効済み	発効年月	
イスラエル	1985 年 9 月	サービス貿易の重要性を認識する規定のみ
NAFTA		越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービス、人の移動に関し、それぞれ Chapter を設けて規定
カナダ	1989 年 1 月	
メキシコ	1994 年 1 月	
ヨルダン	2001 年 12 月	第3条に WTO/GATS 準拠を規定(ポジリスト方式)
シンガポール	2004 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービス、人の移動に関し、それぞれ Chapter を設けて規定
チリ	2004 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービス、人の移動に関し、それぞれ Chapter を設けて規定
オーストラリア	2005 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
モロッコ	2006 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
バーレーン	2006 年 8 月	越境サービス、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定		越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
エルサルバドル	2006 年 3 月	
ホンジュラス	2006 年 4 月	
ニカラグア	2006 年 4 月	
グアテマラ	2006 年 7 月	
ドミニカ共和国	2007 年 3 月	
コスタリカ	2009 年 1 月	
オマーン	2009 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
ペルー	2009 年 1 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
署名済み・未発効	署名・合意年月	
コロンビア	再合意 2007 年 6 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
パナマ	署名 2007 年 6 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定
韓国	署名 2007 年 6 月	越境サービス、投資、電気通信サービス、金融サービスに関し、それぞれ Chapter を設けて規定

(出所) 米国通商代表部ホームページ・各協定条文より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2004 年以降に発効した協定においては、いずれも包括的なサービス関連規定をおき、ネガリスト方式を採用しているのに対し、1985 年発効の米イスラエル FTA ではサービス貿易の重要性を認識する規定のみをおいている。また、2001 年発効の米

ヨルダン FTA においては、1995 年に発効した WTO のサービス貿易一般協定 (General Agreement on Trade in Services; GATS) への準拠を規定し、GATS と同様に自由化を約束する分野のみを附属書として掲げる「ポジリスト方式」を採用している。

ブッシュ政権下においては、自由貿易推進を主要政策課題と位置付け、WTO における多国間の取組み、米州自由貿易協定 (Free Trade Area of the Americas; FTAA) による地域の取組み、ならびに二国間貿易協定による貿易自由化を追求した。なお、2002 年成立の貿易促進権限 (Trade Promotion Authority; TPA) 法は 2007 年 7 月 1 日に失効している²。続くオバマ政権下では、コロンビア、パナマ、韓国との FTA は、署名は行われたものの議会の批准を待っているという状況が続いている。オバマ政権下での通商政策を巡る大きな動きとしては、2009 年 12 月 14 日、カーク米国通商代表が米国議会に対し、オバマ大統領による環太平洋自由貿易 (Trans-Pacific Partnership; TPP) 協定交渉への参加の意向を表わす書簡³を提出したことが挙げられる。米国が TPP 参加交渉を行うにあたっては、サービス関連についてどのような進捗が見られるか注目される。

² 外務省ホームページ、報道等。

³ カーク米国通商代表から議会への書簡 (http://www.ustr.gov/webfm_send/1559)

図表 2 米国の通商/FTA 戦略と背景

政権	年月	FTA交渉および関連事件等	米国サービス産業の状況等
レーガン政権	1985年9月	米イスラエルFTA発効	1980年- 金融、電気通信、航空等のサービス産業で競争導入、規制緩和。 (例：1984年 AT&T分割)
	1985年9月	プラザ合意・「新通商政策」発表	
	1985年9月	GATTウルグアイ・ラウンドの準備開始を宣言	
	1987年2月	GATTウルグアイ・ラウンド実質交渉開始	
	1989年1月	米カナダFTA発効	
G.H.W.ブッシュ政権	1990年6月	メキシコとFTA締結の方針を合意	1990年- 金融、電気通信は高い国際競争力を維持。空洞化する製造業の労働力を吸収。
	1990年6月	中南米支援構想発表	
	1992年12月	NAFTA調印・金融、通信サービスの規定を含む	IT産業の拡大、電子商取引の活発化。1998年WTO閣僚会議では電子商取引への関税不賦課を決定。
	1993年12月	GATTウルグアイ・ラウンド実質決着(金融、通信は継続交渉へ)	
クリントン政権	1994年1月	NAFTA発効	1999年11月、2000年9月「世界サービスコングレス」を米国サービス産業連盟が主催。Chubb社(損保)等が高いプレゼンス。
	1995年1月	WTO協定発効	
	1997年2月	WTO基本電気通信サービス交渉妥結	
	1997年12月	WTO金融サービス交渉妥結	
	1999年12月	WTOシアトル閣僚会議決裂	2001年12月 エンロン破綻、WTO等での「エネルギーサービス」議論はトーンダウンへ。
	2000年6月	米ヨルダンFTA交渉開始	
	2000年10月	米ヨルダンFTA調印	
	2000年12月	米シンガポールFTA、米チリFTA交渉開始	
GWブッシュ政権	2001年9月	アメリカ同時多発テロ(以降、安全保障と貿易政策の密接化)	
	2002年8月	貿易促進権限	
	2002年10月	ゼーリック通商代表が「競争的自由化戦略」を発表	
	2003年1月	米豪FTA、米モロッコFTA、米・中米・ドミニカFTA交渉開始	
	2004年1月	米シンガポールFTA、米チリFTA発効	
	2004年1月	米バーレーンFTA交渉開始	
	2005年1月	米豪FTA発効	
	2006年8月	米バーレーンFTA発効	
オバマ政権	2009年12月	環太平洋自由貿易協定(TPPA)交渉参加を議会に通達	

(出所) 各種資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

②米国のサービス約束の現状

米国が締結している FTA のうち、米国・コロンビア FTA、米国・ペルーTPA、米国・パナマ TPA、米韓 FTA、米豪 FTA および北米自由貿易協定 (NAFTA) において、米国のサービス約束の現状を比較する。

(a) 分野横断的サービス

分野横断的サービスについては、NAFTA を除く対象 5 協定において、同一の国内措置を留保している。それらは、外国企業の小規模企業登録の不許可、マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置、既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特惠待遇ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む家運関係の国際合意に基づく特惠待遇等である。一方、NAFTA に関しては、小規模企業登録の不許可を留保していない一方、カナダ人投資家による海外の土地の保有及び投資に関する居住要件を留保している。

図表 3 米国のサービス協定約束・分野横断的留保

US-Colombia FTA	US-Peru TPA	US-Panama TPA
I-US-10 Securities Act of 1933, 15 U.S.C. section 77C(b), 77f, 77g, 77h, 77j and 77s(a), 17 C.F.R. section 230.251 and 230.405, Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C section 78l, 78m, 78o(d) and 78w(a), 17 C.F.R section 240.12b-2 外国企業の小規模企業登録を許可しない。	I-US-10 Securities Act of 1933, 15 U.S.C. section 77C(b), 77f, 77g, 77h, 77j and 77s(a), 17 C.F.R. section 230.251 and 230.405, Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C section 78l, 78m, 78o(d) and 78w(a), 17 C.F.R section 240.12b-2 外国企業の小規模企業登録を許可しない。	I-US-10 Securities Act of 1933, 15 U.S.C. section 77C(b), 77f, 77g, 77h, 77j and 77s(a), 17 C.F.R. section 230.251 and 230.405, Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C section 78l, 78m, 78o(d) and 78w(a), 17 C.F.R section 240.12b-2 外国企業の小規模企業登録を許可しない。
I-US-13 米国全州の既存措置	I-US-13 米国全州の既存措置	I-US-13 米国全州の既存措置
II-US-3 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1601-を含む)	II-US-3 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1601-を含む)	II-US-4 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1601-を含む)
II-US-7 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置	II-US-7 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置	II-US-9 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置
II-US-8 既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特惠待遇、ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む海運関係	II-US-8 既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特惠待遇、ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む海運関係	II-US-10 既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特惠待遇、ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む海運

の二国間・複数国間の国際合意に基づく特恵待遇	の二国間・複数国間の国際合意に基づく特恵待遇	関係の二国間・複数国間の国際合意に基づく特恵待遇
US-Korea FTA	US-Australia FTA	NAFTA
I-US-9 Securities Act of 1933, 15 U.S.C. section 77C(b), 77f, 77g, 77h, 77j and 77s(a), 17 C.F.R. section 230.251 and 230.405, Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C section 78l, 78m, 78o(d) and 78w(a), 17 C.F.R section 240.12b-2 外国企業の小規模企業登録を許可しない。	I-US-9 Securities Act of 1933, 15 U.S.C. section 77C(b), 77f, 77g, 77h, 77j and 77s(a), 17 C.F.R. section 230.251 and 230.405, Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C section 78l, 78m, 78o(d) and 78w(a), 17 C.F.R section 240.12b-2 外国企業の小規模企業登録を許可しない。	
I-US-12 米国全州の既存措置	I-US-12 米国全州の既存措置	II-US-1 カナダ人投資家による海岸の土地の保有及び投資に対する居住要件
II-US-3 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1606(f) and (h)を含む)	II-US-4 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1601-を含む)	II-US-5 マイノリティに対する社会的・経済的優遇措置 (Alaska Native Claims Settlement Act, 43 U.S.C. section 1601-を含む)
II-US-8 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置	II-US-8 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置	
II-US-9 既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特恵待遇、ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む海運関係の二国間・複数国間の国際合意に基づく特恵待遇	II-US-9 既存の二国間・複数国間国際合意に基づく特恵待遇、ならびに今後の空運、漁業、引揚げを含む海運関係の二国間・複数国間の国際合意に基づく特恵待遇	

(出所) 各協定附属書より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(b) 実務サービス

分野別サービスのなかの実務サービス（Business Service）については、NAFTAではメキシコ人による外国法律コンサルタント・サービスを含む法律サービスの提供を留保しているのみであれば、他の5協定に関しては、弁理士の国籍要件、輸出取引会社の居住要件、商品、ソフトウェア、技術品の輸出及び再輸出における商務省申請時の国籍要件、税関ブローカーライセンスの国籍要件を留保している。

なお、実務サービス分野には、コンピューター関連、研究開発、不動産、レンタル・リースも含まれるが、これらの分野の措置はいずれの協定においても留保されていない。

図表 4 米国のサービス協定約束・実務サービスの留保

US-Colombia FTA	US-Peru TPA	US-Panama TPA
I-US-12 35 U.S.C.Chapter 3 (practidce before the U.S. Patent and Trademarke Office), 37 C.F.R. Part 10 (representation of others before the U.S. Patent and Trademark Office) 弁理士等の国籍要件	I-US-12 35 U.S.C.Chapter 3 (practidce before the U.S. Patent and Trademarke Office), 37 C.F.R. Part 10 (representation of others before the U.S. Patent and Trademark Office) 弁理士等の国籍要件	I-US-12 35 U.S.C.Chapter 3 (practidce before the U.S. Patent and Trademarke Office), 37 C.F.R. Part 10 (representation of others before the U.S. Patent and Trademark Office) 弁理士等の国籍要件
I-US-2 Export Trading Company Act of 1982, 15 U.S.C. section 4011-4021 輸出取引会社の居住要件等	I-US-2 Export Trading Company Act of 1982, 15 U.S.C. section 4011-4021 輸出取引会社の居住要件等	I-US-2 Export Trading Company Act of 1982, 15 U.S.C. section 4011-4021 輸出取引会社の居住要件等
I-US-3 Export Administration Act of 1979, as amended, 50 U.S.C. section 2401-2420, International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. section 1701-1706, Export Administration Regulations, 15 C.F.R. Parts 730-774 商品、ソフトウェア、技術品の輸出および再輸出には商務省産業安全保障局の許認可が必要であり、その申請者に国籍要件を賦課	I-US-3 Export Administration Act of 1979, as amended, 50 U.S.C. section 2401-2420, International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. section 1701-1706, Export Administration Regulations, 15 C.F.R. Parts 730-774 商品、ソフトウェア、技術品の輸出および再輸出には商務省産業安全保障局の許認可が必要であり、その申請者に国籍要件を賦課	I-US-3 Export Administration Act of 1979, as amended, 50 U.S.C. section 2401-2420, International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. section 1701-1706, Export Administration Regulations, 15 C.F.R. Parts 730-774 商品、ソフトウェア、技術品の輸出および再輸出には商務省産業安全保障局の許認可が必要であり、その申請者に国籍要件を賦課
I-US-9 19 U.S.C. section 1641(b) customs broker lincense の国籍要件	I-US-9 19 U.S.C. section 1641(b) customs broker lincense の国籍要件	I-US-9 19 U.S.C. section 1641(b) customs broker lincense の国籍要件
US-Korea FTA	US-Australia FTA	NAFTA
I-US-11 35 U.S.C.Chapter 3 (practidce before the U.S.	I-US-11 35 U.S.C.Chapter 3 (practidce before the U.S.	II-US-6 メキシコ人による外国法律コンサルタント・サ

Patent and Trademark Office), 37 C.F.R. Part 10 and 11 (representation of others before the U.S. Patent and Trademark Office) 弁理士等の国籍要件	Patent and Trademark Office), 37 C.F.R. Part 10 (representation of others before the U.S. Patent and Trademark Office) 弁理士等の国籍要件	ービスを含む法律サービスの提供に関する措置
I-US-2 Export Trading Company Act of 1982, 15 U.S.C. section 4011-4021 輸出取引会社の居住要件等	I-US-2 Export Trading Company Act of 1982, 15 U.S.C. §§ 4011-4021 15 C.F.R. Part 325 輸出取引会社の居住要件等	
I-US-3 Export Administration Act of 1979, as amended, 50 U.S.C. section 2401-2420, International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. section 1701-1706, Export Administration Regulations, 15 C.F.R. Parts 730-774 商品、ソフトウェア、技術品の輸出および再輸出には商務省産業安全保障局の許認可が必要であり、その申請者に国籍要件を賦課	I-US-3 Export Administration Act of 1979, as amended, 50 U.S.C. section 2401-2420, International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. section 1701-1706, Export Administration Regulations, 15 C.F.R. Parts 730-774 商品、ソフトウェア、技術品の輸出および再輸出には商務省産業安全保障局の許認可が必要であり、その申請者に国籍要件を賦課	
I-US-8 19 U.S.C. section 1641(b) customs broker lincense の国籍要件	I-US-8 19 U.S.C. section 1641(b) customs broker lincense の国籍要件	

(出所) 各協定附属書より三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(c) 通信サービス

分野別サービスのなかの通信サービス（Communication Service）については、NAFTA を除く 5 協定において、無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置が留保されている。

また、NAFTA では、遠距離通信輸送ネットワーク・遠距離通信輸送サービス、無線放送、海底ケーブルへの投資に関する措置（市場参入、周波数割当、関税、通信会社間取極め、サービスの期間と条件、ネットワークとサービス間の相互連結、ルーティングの必要条件等の措置）が留保されている。これは、NAFTA の締結時期が他の協定よりも早かったことを反映している。

さらに、NAFTA および米国パナマ FTA と米豪 FTA の 3 協定については、米国人によるケーブルテレビ会社の所有を制限する他国民に対する措置を留保している。

なお、通信サービス分野には、郵便サービスおよびクーリエサービスも含まれるが、これらの分野の留保はいずれの協定においてもしていない。

図表5 米国のサービス協定約束・通信サービスの留保

US-Colombia FTA	US-Peru TPA	US-Panama TPA
II-US-1 無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置	II-US-1 無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置	II-US-1 無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置
I-US-11 47 U.S.C. 310, Foreign Participation Order 12 FCC Rcd 23891 (1997) 無線局の保有制限	I-US-11 47 U.S.C. 310, Foreign Participation Order 12 FCC Rcd 23891 (1997) 無線局の保有制限	I-US-11 47 U.S.C. 310, Foreign Participation Order 12 FCC Rcd 23891 (1997) 無線局の保有制限
		II-US-2 アメリカ国民によるケーブルテレビ事業を制限する国の国民に同等の扱いをする権利
US-Korea FTA	US-Australia FTA	NAFTA
II-US-1 無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置	II-US-1 無線周波数割当、DTH、DBS テレビおよびデジタルオーディオサービスの市場アクセス・内国民待遇措置	
I-US-10 47 U.S.C. 310, Foreign Participation Order 12 FCC Rcd 23891, paras. 97-118 (1997) 無線局の保有制限	I-US-10 47 U.S.C. 310, Foreign Participation Order 12 FCC Rcd 23891 (1997) 無線局の保有制限	II-US-3 遠距離通信輸送ネットワーク・遠距離通信輸送サービス、無線放送、海底ケーブルへの投資に関する措置（市場参入、周波数割当、関税、通信会社間取極め、サービスの期間と条件、ネットワークとサービス間の相互連結、ルーティングの必要条件等の措置）
	II-US-2 米国人によるケーブルテレビ会社の所有を制限する全ての国の人間に対して同等の措置	II-US-2 ケーブルテレビ会社における米国人の所有に制限を設けている国に対する同等の措置

(出所) 各協定附属書より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

(d) 建設・関連エンジニアリングサービス

分野別サービスのなかの建設・関連エンジニアリングサービス（Construction and Related Engineering Services）については、今回の分析対象とした6協定において、いずれも留保がなされていない。このなかには、建築物に係る総合工事、土木に係る総合建設工事、設置及び組立工事、建築物の仕上げの工事、その他が含まれる。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について

自由なアクセスを認めていると理解される。

(e) 流通サービス

分野別サービスのなかの流通サービス (Distribution Services) については、今回の分析対象とした 6 協定において、いずれも留保がなされていない。このなかには、問屋サービス、卸売サービス、小売サービス、フランチャイズ・サービス、その他が含まれる。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について自由なアクセスを認めていると理解される。

(f) 教育サービス

分野別サービスのなかの教育サービス (Education Services) については、今回の分析対象とした 6 協定において、いずれも等しく、社会サービス (法執行・矯正サービス、所得保障、社会保障、社会福祉、公立教育、公共訓練、健康、児童保育) が留保されている。

(g) 環境サービス

分野別サービスのなかの環境サービス (Environmental Services) については、今回の分析対象とした 6 協定において、いずれも留保がなされていない。このなかには、污水サービス、廃棄物処理サービス、衛生サービス及びこれに類似するサービス、その他が含まれる。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について自由なアクセスを認めていると理解される。

(h) 金融サービス

分野別サービスのなかの金融サービス (Financial Services) は、保険および保険関連サービス (insurance and insurance-related services) と銀行およびその他金融サービス (banking and other financial services) に大別される。このいずれについても、NAFTA を除く 5 協定の留保内容は同一である。

保険および保険関連サービスについては、外国保険会社の支店による政府契約の保証書発効の不許可、船舶保険について船体が連邦抵当基金で建設された船舶の保険が非米国保険会社による付保が船舶の価値の 50% を越えて付保する場合、非保険者は損害保険が最初に実質的に米国市場に売買申込がなされたことの説明要求等が留保されている。

図表 6 米国のサービス協定約束・保険サービスの留保

III-US-18 31 U.S.C. section 9304 外国保険会社の支店による政府契約の保証書発効の不許可
III-US-19 46 C.F.R. section 249.9 船体が連邦抵当基金で建設された船舶の保険が非米国保険会社による付保が船舶の価値の 50%を越えて付保する場合、非保険者は損害保険が最初に実質的に米国市場に売買申込がなされたことを説明できなければならない
III-US-20 米国全州の既存措置
III-US-21 GATS 第 16 条の義務に不整合ではない措置

(出所) 各協定附属書より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

銀行およびその他金融分野については、外国企業による信用組合・貯蓄銀行・貯蓄機関の設立の不許可、10 万ドル以下の個人預金引受に際して外国銀行に保険加入の銀行子会社の設置を義務付け、外国銀行が証券アドバイザー、投資管理サービスを提供する際には Investment Advisers Act of 1940 に基づき投資アドバイザーとして登録を義務付け、外国銀行は連邦準備制度の会員になれず、FRB 委員選挙に参加できず、銀行全体の保有なしに支店の設立や買収による州を越えた拡大に関して第 12.4(b)条（市場アクセス）に基づく約束せず(但し内国民待遇は付与)、他州に存在する支店の買収による州を越えた拡大は適用法に基づき内国民待遇を付与、外銀による特定州における支店または代理店の設置を制限、等が留保されている。

図表 7 米国のサービス協定約束・銀行およびその他金融サービスの留保

III-US-4 12 U.S.C. section 72 取締役の国籍要件
III-US-5 12 U.S.C. section 619 国際業務を行う Edge corporation の保有は外資は銀行に限定
III-US-6 USC section 1463 -, & 12 U.S.C. section 1751 - 外国企業による信用組合・貯蓄銀行・貯蓄機関の設立の不許可
III-US-7 12 U.S.C section 3104(d) 10 万ドル以下の個人預金引受に際して外国銀行に保険加入の銀行子会社の設置を義務付け
III-US-8 15 U.S.C. section 80b-2, 80b-3 外国銀行が証券アドバイザー、投資管理サービスを提供する際には Investment Advisers Act of 1940 に基づき投資アドバイザーとして登録を義務付け
III-US-9 12 U.S.C. section 221, 302, 321 外国銀行は連邦準備制度の会員になれず、FRB 委員選挙に参加できず
III-US-10 12 U.S.C. section 36(g), 12 U.S.C. section 1828(d)(4), 12 U.S.C, section 1831u(a)(4) 適用法に基づき、銀行全体の保有なしに支店の設立や買収による州を越えた拡大に関して第 12.4(b)条（市場アクセス）に基づく約束はしない（但し内国民待遇は付与）
III-US-11 12 U.S.C. section 1831u 他州に存在する支店の買収による州を越えた拡大は適用法に基づき内国民待遇を付与
III-US-12 12 U.S.C. section 3102(a)(1), 12 U.S.C. section 3103(a), 12 U.S.C. section 3102(d) 外銀による特定州における支店または代理店の設置を制限
III-US-13 US 15 U.S.C. section 77jjj(a)(1) 債務保証契約の単独受託会社の設立は相互主義に基づく
III-US-14 22 U.S.C. section 5341-5342 米国国債の主要販売店の指名は相互主義に基づく
III-US-15 15 U.S.C. section 78o(c) カナダのブローカーに対してカナダの銀行での準備を許可
III-US-16 12 U.S.C. section 1421 等 連邦住宅貸付銀行、連邦住宅貸付抵当金庫、農業信用銀行、連邦農業抵当金庫、学生購買貸付協会等の政府援助法人（GSEs）に補助金優遇措置の付与が可能
III-US-17 米国全州の既存措置

（出所）各協定附属書より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(i) 健康に関連するサービスおよび社会事業サービス

分野別サービスのなかの健康に関連するサービスおよび社会事業サービス（Healthrelated and Social Services）については、今回の分析対象とした 6 協定において、いずれも等しく、社会サービス（法執行・矯正サービス、所得保障、社会保障、社会福祉、公立教育、公共訓練、健康、児童保育）が留保されている。なお、これは(f)教育サービスと同一の留保である。

(j) 観光サービス

分野別サービスのなかの観光サービス（**Tourism Services**）については、今回の分析対象とした 6 協定において、いずれも留保がなされていない。このなかには、ホテルおよび飲食店（仕出しを含む）、旅行業サービス、観光客の案内サービス、その他が含まれる。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について自由なアクセスを認めていると理解される。

(k) 娯楽、文化及びスポーツのサービス

分野別サービスのなかの娯楽、文化及びスポーツのサービス（**Recreational, Cultral and Sporting Services**）については、今回の分析対象とした 6 協定中、唯一 NAFTA において「日刊紙を発行する企業および米国人所有に制限を設けている国の自然人・法人に対して同等の措置を設ける」と規定している。これは、娯楽、文化及びスポーツのサービスのなかの通信社サービスに係るものであるが、カナダにおける文化産業保護政策を念頭に、相互主義を留保しているものとみられる。

このほか、興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む）、図書館及び記録保管所のサービス、スポーツその他の娯楽サービス、その他が含まれる。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について自由なアクセスを認めていると理解される。

(l) 運輸サービス

分野別サービスのなかの運輸サービス（**Transport Services**）は、海上海運サービス、内陸水路における運送、航空運送サービス、宇宙運送、鉄道運送、道路運送、パイプライン輸送、すべての形態の運送の補助的サービスおよびその他が含まれる。

このうち、宇宙運送、鉄道運送、道路運送およびその他輸送の留保はない。米国は二国間協定においては、分野横断的措置を除いては、これらの分野について自由なアクセスを認めていると理解される。

NAFTA では、海上運送サービスに関してのみ、米国国籍船によるサービスの提供及び活動に関する措置（沿岸航行サービス・海外貿易・漁業を行う船舶に対する投資・保有に関する必要条件）を留保している。その他 5 協定においては、概ね同一の留保となっている。

図表 8 米国のサービス協定約束・運輸サービスの留保

II-US-4 海運サービスおよび米国船籍の保有等 (Merchant Marine Act of 1920 section 19 and 27, 46 U.S.C. App. Section 876 and 883-, Jones Act Waiver Statute, 64 Stat 1120, 46 U.S.C. App., note preceding Section 1. Shipping Act of 1916, 46 U.S.C. App. Section 802 and 808, Merchant Marine Act of 1936, 46 U.S.C. App. section 1151 -. 1160-61, 1171-, 1241(b), 1241-1, 1244, and 1271 -, Merchant Ship Sales Act of 1946, 50 U.S.C. App. section 1738, 46 U.S.C. App. section 121, 292, and 316 ほかを含む)
I-US-6 49 U.S.C. Subtitle VII, Aviation Programs, 14 C.F.R.Part297 (foregin frieght forwarders); 14 C.F. R. Part380. Subpart E (registration of foregin (passenger) charter operators) 航空会社の国籍要件
I-US-7 49 U.S.C. Subtitle VII, Aviation Programs, 49 U.S.C. section 41703, 14 C.F.R.Part375 当局の許認可が必要
I-US-4 Mineral Lands Leasing Act of 1920, 30 U.S.C. Chapter 3A, 10 U.S.C. section 7435 石油・ガスのパイプライン取得の国籍要件
I-US-6 49 U.S.C. Subtitle VII, Aviation Program, 14 C.F.R.Part297 (foregin frieght forwarders); 14 C.F. R. Part380. Subpart E (registration of foregin (passenger) charter operators) 航空会社の国籍要件

(出所) 各協定附属書より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

以上のとおり、米国・コロンビア FTA、米国・ペルーTPA、米国・パナマ TPA、米韓 FTA、米豪 FTA および北米自由貿易協定 (NAFTA) の留保内容を詳細に比較したが、分野横断的サービス、分野別サービスとも、NAFTA を除く 5 協定については、相手国の地域や経済発展段階等が多様であるにも拘らず、概ね近似した内容の留保がなされていることが明らかになった。

なお、これらのサービスに係わる規定や約束の背後には、サービス産業やサービス貿易を巡る実態がある。そこで、巻末に参考資料として、米国のサービス産業ならびにサービス貿易の実態を示す統計データを掲げた。

(2) 米国が第三国と締結する FTA を巡る米国側の国内市場保護等を巡る議員等の発言

米国においては、しばしば議員等の発言が貿易交渉に影響を与えることとなる。そこで、本節では、ケーススタディとして、ボークス上院財政委員長（民主党・モンタナ州出身）をとりあげ、背景や発言を俯瞰する。

① プロファイル概要

Max Sieben Baucus: 1974 年下院初当選、1978 年上院に転じ、以来 6 期連続当選。民主党内の中道派。医療改革の分野で特に発言力を有する。基本的に FTA 支持者であり、最近では米国の TPP 参加推進を促す大統領宛書簡の発信、発言等を行っている。

- 1941 年モンタナ州ヘレナ生。スタンフォード大 B.A.および JD。1971～1974 年弁護士、モンタナ州議会議員。
- 1974～1978 年 下院議員（2 期）。1978 年～現在 上院議員（6 期目）。
- 2007 年より上院財政委員長。1996 年より上院財務委員会メンバー。
- 資金源⁴：2005～現在、ボ議員選挙委員会が得た献金は合計 11 百万ドル。トップ 5 は、業界として、①証券・投資、②弁護士・同事務所、③保険、④医療従事者、⑤医薬品・医療品。個社として、①Schering-Plough Corp, ②Goldman Sachs, ③KKR & Co, ④American International Group, ⑤Aetna Inc
- オフィシャル・ウェブサイト：<http://baucus.senate.gov/>

② NAFTA（2003 年交渉開始／2004 年 2 月締結／2005 年 1 月発効）を巡る発言⁵

NAFTA が実施的な内容となるよう促すとともに、NAFTA 成立直前には賛意を表明、NAFTA 法案には賛成票を投じている。その後、NAFTA の効果に疑問を示す発言、最近の NAFTA 紛争仲裁裁定結果については疑義を表明する場合もある（例え

⁴ OpenSecrets.org ウェブサイト：<http://www.opensecrets.org/politicians/summary.php?cid=N00004643>

⁵ Bnet “Bush administration moving too fast on GATT talks: Senate trade leader. (Senate Trade Subcommittee chairman Sen. Max Baucus; General Agreement on Tariffs and Trade, North American Free Trade Agreement)”
http://findarticles.com/p/articles/mi_hb4298/is_199212/ai_n14988586/?tag=content;coll
ibiblio – the public’s library and digital archive, “NAFTA NOTES”
Wednesday, September 22, 1993” 6.June 2003:
<http://www.ibiblio.org/pub/academic/economics/nafta/nafta-notes/naf22.txt>
Mark Drajern, Bloomberg “NAFTA’s tarnished reputation hurts Bush on Central America pact”
Bloomberg, 13 June 2005
<http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=10000086&sid=am3PY7KemuCo>

ばカナダとの木材事件)。

1992年12月の報道によれば、ボーカス上院議員(当時、上院貿易小委員会議長)はブッシュ政権に対し、NAFTAおよびGATTは残された課題の解決なしに議会を通過すべきではないとのメッセージを発出している。残された課題は、農業、繊維、貿易制裁措置等が含まれる。

1993年9月、ロバート・ライヒ労働長官が上院財政委員会においてNAFTA締結によりメキシコから低賃金労働者が流入し、米国南部の製造業の雇用が脅かされる懸念を表明したのに対し、ボーカス上院議員は、NAFTAがメキシコ人労働者の流入に直結するとの考え方を否定、NAFTA支持を確認した(ボーカス上院議員は当時、上院環境公共事業委員長、上院金融貿易小委員長)。

2005年6月のブルーバークによれば、ボーカス上院議員はCAFTA法案審議にあたり、「NAFTAやその後の一連の貿易協定の利益には人々は疑問を持っている」と発言している。

③米韓FTA(2006年6月交渉開始/2007年6月締結/未発効)を巡る発言⁶

韓国が数年間に渡り狂牛病対策として米国牛肉の輸入禁止措置をとっていることに対し、「この禁止が撤廃されない限り、米韓FTAを前進させることはない」と強い反対を表明。なお、医薬品等他分野に関する発言は見られない。

上記にみたとおり、ボーカス上院財政委員長は、NAFTAやGATTのウルグアイラウンド交渉が行われていた1990年代前半から、米韓FTA交渉が行われた数年前にも、通商政策の総論ならびに各論において発言を行ってきた。これらの影響力については検証が難しい面もあるが、一定の影響力を有していたことが想定できよう。

⁶ US Senate Committee on Finance New Release “Baucus Blasts Failure to Resolve Beef Ban in Korea FTA -Finance Chairman vows trade agreement will not move in Senate until issue is resolved” 2 April 2007

link:http://www.keia.org/korus_pressreleases.php

Council on foreign Relations, “Alden: NAFTA Wrong Target for Concerns on U. S. Economy” 28 Feb, 2008

<http://www.cfr.org/publication/15621/alden.html>

2. これまでの日米間の二国間交渉や対話における非関税障壁に関する課題の分析に基づく将来の EPA 交渉の対応方法の検討

(1) これまでの日米間対話等から抽出した非関税障壁に関する課題

本節では、日米間の非関税障壁に関する問題点について巻末【出所一覧】に掲げた政府公表資料から抽出し、一般的な FTA/EPA の章の構成に見られる順序に整理する。

なお、議論が日本と米国いずれの指摘であるかを示すべく、以下の記号を用いている。

- 日本からの米国に対する指摘
- 米国からの日本に対する指摘
- ◆米国の対第三国要望等（対日指摘を検討するうえで参考となる項目）

①貿易救済措置

□アンチダンピング（AD）措置におけるモデルマッピング（1）

米国商務省(DOC)は、日本製ボールベアリングに関するAD措置に係る2003/2004年度の定期見直しにおいて、過去14回のすべての調査において使用し特段問題の見られなかったモデルマッピング（ダンピング・マージン算定にあたって、調査対象の輸出モデルと「同一」又は「最も類似している」国内モデルを特定すること）方法を説得的な理由も付さずに変更し、最終決定を行った。この新たなモデルマッピング方法は、日本の事業者に対して国内販売価格等に関する膨大な量のデータ提出を新たに要求し、過大な負担を与えるものであり、また従来方式では発生しないはずのダンピング・マージンが発生するという不当な結果が生じる。これに対して日本は日米規制改革及び競争政策イニシアティブ会合において当該手法の変更の撤回を要望し、また合理的な根拠の説明等を求めているが、米国側の対応に変化は見られていない。

◆化学製品の対インド アンチダンピング（AD）交渉（2）

インドの新たなAD調査が化学製品に主たる焦点を当てており、この中に米国製品をターゲットにした調査が2件含まれていることに鑑み、米国は2008年10月にインドAD当局との間で技術的な意見交換を実施、両国政府は米印通商交渉の場で貿易救済措置について議論を継続することで合意している。

②物品の非関税障壁

■医薬品・医療機器の許認可の迅速化、新規製品に対する規制緩和（3）

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本の医療品・医療機器の市場アクセス向上（許認可の迅速化、R&D へのインセンティブ強化、臨床試験制度の改革等）を要望。併せて血液製剤、栄養補助食品、化粧品・医薬部外品の規制緩和も要望。なお、米韓 FTA には医薬品・医療機器に関する章（Chapter Five – Pharmaceutical Products and Medical Devices）およびサイド・レターが存在している。

□販売承認後の新薬に関するデータ保護期間の延長（4）

日米規制改革および競争政策イニシアティブ等において、日本は米国に対し、米国における販売承認後の新薬に関するデータ保護期間を現在の5年から8年程度に延長することを求めている。

③税関および貿易円滑化

■事後の輸出申請（post-export declaration）の導入、関税事務所の選択の自由（5）

USTR(2009)等において米国側は日本の税関制度において事後の輸出申請の導入を求めている。また、通関情報処理センター（NACCS）を利用する通関業者に対し、利便性のよい通関事務所でのエクスプレス貨物の申告実施を認めるよう要望している。

④衛生検疫（SPS）

■日本の植物検疫制度（6）

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本の植物検疫制度が国際標準に適合しない場合もあると指摘し、改善を求めている。なお、WTO 紛争（輸入リンゴに係る検疫措置（DS245））によって日本のリンゴ火傷病検疫措置は米国の主張どおり十分な科学的根拠に基づいていないとされ、2005年9月に両国は解決策を相互に合意した旨 WTO 通報している。

□■◆BSE 問題（7）

USTR(2009)を含む累次二国間対話において、米国は日本の米国産牛肉の輸入禁止措置に対する指摘を行っている。現在、輸入は再開されているが、日本側からは米国産牛肉の安全性基準について度々問題が提起されている。

日米間のみならず、米韓 FTA においても米国産牛肉の輸入に関して特に問題となっている（例えば USITC(2007), p5-6）。

⑤基準・認証（TBT）

■船舶の審査基準の複雑さ、曖昧さ（8）

USTR(2009)等において米国側は日本のボート及び船舶用エンジンの審査制度の複雑さ、審査基準の曖昧さを指摘している。

■建築・木材の規制、試験規格の曖昧さ（9）

USTR(2009)等において米国側は日本の室内空気質および化学排出物の規制緩和および防火試験基準の試験プロセスの透明性向上等を要望している。

■バイオテクノロジー作物を巡る規制（10）

USTR(2009)等において米国側は日本におけるバイオテクノロジー作物の販売等に関する困難を指摘、日本に対して国際的な議論の場への積極参加を要望している。

■食品・栄養補助食品のラベリング規制の負担（11）

USTR(2009)等において米国側は日本における新規食品・栄養補助食品の販売に際し、全ての成分・添加物等の記載を義務付けているラベリング規制を過度な負担であると指摘している。

◆□自動車にかかわる標準化（12）

米韓 FTA では、自動車国際標準化を特に取り上げ、二国間 TBT 委員会の下部機関として「自動車作業部会」を設置するとともに、サイド・レターにおいて韓国側の国内規格について確認を行っている（附属書 9-B および「特定自動車規制問題にかかる確認書簡」）。

日米間において米国側は日本の自動車及び自動車部品の販売が伸びない点について問題としてはいるものの、日本の国内規格についての問題は惹起されていない。

日本は米国に対して自動車ラベリング法および CAFÉ（企業平均燃費）規制に係る問題を指摘している（経済産業省（2009）等）。

□メートル法の米国内における採用の徹底（13）

日米規制改革および競争政策イニシアティブを含む累次の日本からの対米要求のとおり、度量衡の世界標準であるメートル法の採用の徹底を求めている。

□州別規制の統一化（「環境」の項目としても記載）（14）

日米規制改革および競争政策イニシアティブを含む累次の日本からの対米要求のとおり、日本側は米国各州の廃電子機器のリサイクル関連法等に見られるような

州毎の環境規制を連邦法の制定等によって統一化するよう求めている。

⑥投資

□迅速な組織再編の阻害要因 (Form F-4) (15)

日本政府は 2009 年 5 月の日米投資イニシアティブ・ワーキンググループ会合において、米国非上場の日本企業が米国で M&A 取引により企業買収をする際に、米国証券取引委員会 (SEC) に対して事前に登録届出書 (Form F-4) の提出を求められる負担は極めて重く、日本における企業再編に対して悪影響を及ぼす可能性があるとの見解を表明した。日本政府は米国政府に対し、費用対効果の観点から SEC による当該登録義務のあり方を見直すと共に、適用除外要件の更なる緩和を検討することを要請している。

□貨物セキュリティに係る規制及び手続 (16)

日米投資イニシアティブ・ワーキンググループ会合において、両国は米国の貨物セキュリティに係る規制および手続が国境を越えた投資に与える潜在的な影響について議論を行っているが、日本は、米国税関・国境保護局 (CBP) の強化された輸入者セキュリティファイリング (IFS) や 2012 年までに外国港において要求される米国向けコンテナ貨物の 100% 検査を含め、米国の特定の国境保全措置の実施について懸念を表明してきた。すなわち、日本は米国に対し、現在の ISF 規制の完全実施の予定期日である 2010 年 1 月 26 日より遅らせること、また、多くの企業、特に中小企業にとっては船積みの 24 時間前までに船荷証券 (B/L) 番号を CBP に提出することが不可能であるため、B/L 番号の提出期限に柔軟性を与えることを要請した。日本はまた、現在の世界的経済不況のもとでは、多くの企業にとって期限を守ることが困難であると強く主張している。

■労働法制 (確定拠出年金の見直し (「金融サービス」の項目としても記載)) (17)

2009 年 5 月の日米投資イニシアティブ・ワーキンググループ会合において、米国政府は、日本の労働市場の柔軟性を高めることで、日本が外国からの直接投資にとってより魅力的なものになるだろうと提言するとともに、確定拠出型年金における従業員拠出の容認や拠出限度額の引上げを検討するよう勧告した。

■対日 M&A (18)

米国政府は日本が他国に比べてクロスボーダー M&A が困難な国であると認識しており、その要因を日本のクロスボーダー M&A に係るルールの不明確性、不適切なコーポレート・ガバナンスのメカニズム、財務情報の透明性と開示が相対的に欠

如していることに求めている。2008年の日米投資イニシアティブ・ワーキンググループ会合において、米国政府は日本における近年の買収防衛策（株式持合い等）の導入の増加のインパクトについて客観的な分析の必要性を指摘した。

◆MFNを超えた米国のみへの優遇措置（19）

米国が第三国との間に締結するFTAには、MFNを超えて米国のみに対する優遇措置を認めているものがある（例えば米豪FTAにおける投資審査基準の対米優遇措置）。

⑦サービス・金融サービス

■◆郵政金融機関の貯金・保険の競争条件（20）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（米国政府（2008））、USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は貯金、保険サービスを実施する日本郵政グループの郵政金融機関が他の競争者と同様の競争条件（納税義務、規制義務等）となるよう求めている。

米韓FTAにおいてもKorea Postによる生命保険サービスの提供が民間保険会社より有利とならないことを規定している（Annex 13-D）。

■共済（21）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（米国政府（2008））、USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本の共済制度による保険提供の仕組みについての変更を求めている（例えば米国政府（2008）, p27）。

■確定拠出年金（再掲。「投資」の項目としても記載）（22）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブでは、米国は日本に対し、拠出限度額引上げ、被雇用者拠出、積立金への早期アクセス、全加入者への投資助言サービスへのアクセスの実現等を求めている（米国政府（2008）, p7）。

■信用情報機関（23）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブでは、米国は日本に対し、金融サービス全部門を網羅する信用情報制度の構築への取り組みを求めている（米国政府（2008）, p7, 詳論 p15）。

□州別保険規制の調和・統一化（24）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて、日本は米国に対し、選択式連邦規制の導入を検討することを要望している（日本政府（2008）, p30-31）。

□外国保険会社による再保険引受および財産信託義務制度の廃止 (25)

日米規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて、現在課せられている担保要件の撤廃および財産信託義務制度の廃止を要求している（日本政府（2008）, p31）。

□サムライ債の扱い (26)

日米規制改革及び競争政策イニシアティブにおいて、円建て債券（サムライ債）について、「米国外向け記名債券に関するルール（FTRO 制度）」を適用し、米国発行企業の源泉徴収義務を免除することを要求している（日本政府（2008）, p32）。

⑧通信

■□◆通信サービスの競争条件 (27)

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（米国政府（2008））、USTR(2009)、USTR “Results of the Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements” を含む累次二国間対話において米国側は日本の通信サービス分野における競争促進を求めている。具体的には、携帯端末への接続料金の高止まり、ユニバーサルサービスにおける NTT の優越的な地位、規制機関の独立性の確保等を問題視している（例えば米国政府（2008）, p.詳論 2-4）。

日本側からも、米国に外国通信事業者に対してのみ課される参入障壁や審査基準など差別的取り扱いの見直しを要望している（例えば日本政府（2008）, p33）。

米国はメキシコの電気通信分野の規制が競争制限的、差別的であるとし、WTO 紛争処理に申立てを行い、WTO パネル（メキシコの電気通信サービスに対する措置（DS204））では米国の主張が概ね認められた。

■融合サービスおよびインターネット対応サービスに係る規制枠組みの構築 (28)

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（米国政府（2008））等において、新たな規制枠組みの立案にあたっての透明性確保、事業者負担の最小化、新規参入・競合機会の促進等を要求している（例えば米国政府（2008）, p.詳論 4）。

⑨流通

■流通システムの生産性、効率性、透明性向上 (29)

累次の二国間対話において米国側は日本の流通システムの問題点を指摘。米国政府（2008）における関連の指摘は空港着陸料および使用料の引き下げ、関税処理の効率向上等であり、本リストでは他項目に含まれる。

⑩専門職業サービス

■医療サービスへの外資によるアクセス制限 (30)

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本の医療サービスへのアクセスが制限されていることを指摘し、経済特区等を含む日本域内において営利目的の病院の設立を外資に開放するよう求めている。

■大学教育サービスにおける外国大学の展開困難 (31)

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本における米国大学の現地キャンパス (branch campus) 運営に対し、行政上、税制上等の扱いによる困難等を指摘している。

⑪運輸／港湾サービス

■商業航空運輸サービスの規制 (32)

USTR(2009)等において米国側は日本における規制環境等によって商業航空サービスがコスト高となっている点を指摘し、その緩和を求めている。

■民間航空サービスへの制限 (33)

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本における民間航空サービスの競争促進と市場アクセス改善の必要性を指摘している。併せて成田・羽田両空港の能力拡大への期待を表明している。

■港湾サービスへの参入の困難 (34)

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本の港湾サービスに対する参入障壁の存在を指摘し、外国船会社は特定の日本の船内荷役請負会社との長期契約を余儀なくされているとしている。

⑫その他サービス

■エクスプレスデリバリー（特に国際文書配送サービス）の自由化確保 (35)

USTR(2009)等において米国側は日本の郵政民営化に期待を表明するとともにプロセスの透明性向上を要望している。また、エクスプレスデリバリーに関して米国サービス提供者が同等の競争条件を享受していないことに懸念を表明している。

米韓 FTA では、国際文書配送サービスの参入条件確保のため、韓国の郵便サービス法施行令の改正及び米国郵便サービスの非独占をサイド・レターにおいて確

認している（「エクスプレスデリバリーに関する確認書簡」）。

■賭博サービス（gambling and betting services）の自由化からの除外（36）

米韓 FTA では、越境賭博サービスを貿易自由化の対象としないことをサイド・レターにおいて確認している（「賭博にかかる確認書簡」）。

WTO における紛争（米国の賭博サービスの越境移動に関する措置（DS285））に端を発するもの。日米間等での具体的な議論はない。

⑬人の移動

自然人の移動に関する議論は日米間で行われていない。また、米韓 FTA には人の移動に関する章は設けられていない。

⑭電子商取引・情報技術

□■◆IT 及び電子商取引の規制の透明性、柔軟性等（37）

二国間協議等において日米が相互に指摘している。他項目と関連し、日本側は著作権・著作隣接権分野の米国法令の課題を、米国側は日本における IT の医療、金融分野への応用等について指摘（日本政府（2008）p40、USTR(2009), p269 等）。

⑮競争政策

□反トラスト法適用除外制度（38）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブでは、日本は米国に対し反トラスト法の適用に関する制限および除外に係る適切な対象範囲について、見直しを行うことを要望（例えば日本政府（2008）p23）。

■独禁法の遵守および抑止力の改善（39）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ等において、米国は日本に対しカルテルに対する方策の強化や国際航空に対する独禁法の適用除外の見直し、公正取引委員会の手続きの公平性および透明性の改善（事後審判手続きを廃止または修正）、談合への対応強化等を求めている（例えば米国政府（2008）p.詳論 17）。

⑯政府調達

□バイ・アメリカン条項の撤廃（40）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ等、累次の二国間協議において日本は

米国の連邦政府および州政府のバイ・アメリカン関連法制の問題点を指摘している。例えば、鉄道車両、高速道路建設資材等の調達における連邦レベルでのバイ・アメリカン規制、米国防省の工事における海上輸送の米船籍使用義務（シップ・アメリカン）、さらには地方レベルでのバイ・アメリカン、バイ・ステイト等の改善を求めている（例えば日本政府（2008）p16-17）。

□ プライス・エスカレーション条項（41）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブでは、日本は米国に対し、プライス・エスカレーション条項を米国連邦調達法に盛り込み、工事請負契約を物価の変動に機動的な運用とすることを要求している（日本政府（2008）p17）。

■ 公共工事の慣行（「競争政策」の項目と関連）（42）

日米規制改革及び競争政策イニシアティブ等の類似二国間協議において、米国は日本の公共工事に対する米国企業の参入が進まない点を問題視し、談合の排除や手続きの透明性向上を求めている（USTR(2009), p279）。

◆ 外国企業に不利な手続きや慣行に関する指摘（43）

米国は他国の政府調達慣行についても、現地企業優遇政策、外国企業に対する差別的な手続き、地方政府の独自規制、手続きの不透明性等、多様な指摘を行っている（USTR(2009)）。

⑰ 知的財産権

■ 情報技術分野における知財保護とエンフォースメントの強化（44）

米国は日本に対し、日米両国の知的財産権体制を強化することを通じてイノベーションや経済発展をさらに促進するという両国の相互利益のために、米国は以下の提言を日本が採用することを要望（米国政府（2008））。

- 著作権侵害に対するエンフォースメントの強化
- 法の近代化
- 著作権保護の制限や例外の提案 およびその他の著作権関連事項の提言
- 特許手続き
- その他のイニシアティブ（計画・取り組み）に係る透明性

□ ■ 特許制度（45）

日本は米国に対し、先発明主義、インターフェアレンス（抵触審査）等の問題点を指摘し、改善を要望（例えば日本政府（2008）p11-15）。

米国は日本に対して、米国と同様に 12 ヶ月のパテント申請提出に係る猶予期間

を採用するよう要請。また、パテント認可手続の迅速化を要請（例えば USTR(2009), p279）。

なお、米国政府は”Special 301 Report (2009)”における IPR 要注意国リストを公表しており、米国との FTA 締結国の多くが含まれるものの、日本は含まれていない。

⑱労働

◆労働者の権利の確認、労働に関する協議機関の設置（46）

米国は第三国との FTA において「労働章」を設けている。例えば、米韓 FTA においては、コア労働基準の確認、二国間の協議機関の設置等について規定している（Chapter Nineteen – Labor）。なお、日米間の対話において具体的な事項が大きく取り上げられているわけではない（投資および金融サービスで取り上げた「労働法制（確定拠出年金）」の問題は、通常の米国 FTA の労働章との関連性は低い）。

⑲環境・エネルギー

■風力プロジェクト（47）

米国は、我が国の風力発電タワーの建設にかかる規制・監督を、ひとつの規制当局に統合することを要望。（米国政府（2008）、『日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書』 p11）。

□州別の環境規制を連邦レベルに統一（再掲。TBT の項目としても掲載）（48）

日米規制改革イニシアティブでは、州毎によって環境規制が異なるため、複数の州にまたがる事業を行う際に負担となっている。特に廃電子機器リサイクル法については州毎に規制が異なる。連邦統一法、または連邦レベルでの各州規制の調和に向けた指針などを出すなどの取り組みを要望（日本政府（2008） p21）。

⑳商法・司法制度改革

■外国人弁護士に対する活動制限の撤廃（49）

USTR(2009)を含む累次二国間対話において米国側は日本における外国人弁護士の活動制限の緩和を要望。なお、米豪 FTA、米韓 FTA 等では越境サービス章に専門職業サービスの規定が設けられているものの弁護士サービスへの明示的言及はない（例えば米韓 FTA の相互認証の対象はエンジニア、建築、獣医の 3 分野）。

以上から、日米両国間の非関税障壁に関する課題は、両国政府がそれぞれ提出する報

告書や公表文書、二国間経済対話等を通じて明らかにしたところ、貿易制裁措置や貿易円滑化などの水際の問題から、基準認証や衛生検疫、サービスや知的財産権、政府調達等、WTOにも協定が存在する分野、競争法や労働、司法制度改革等、一部の二国間協定やWTO新規加盟時に取り上げられるものの新しい分野等、多種多様なものがあることが確認された。

(2) 主要項目に関する分析調査と将来の EPA 交渉の対応方法

①医薬品・医療機器ならびに医療サービス

日米規制改革イニシアティブにおいて米国は、日本に対して医療機器、医薬品の許認可の迅速化や、新薬等に対する規制を緩和することを提言している。

ここでは医薬品・医療機器の分野において、米国でどのような団体等が圧力団体として活動しているのか概観し、さらに米国と第三国との FTA 交渉に際する主要な発言・発表等について調査し、本分野における将来の EPA 交渉の対応方法について検討する。

(a) 医薬品・医療機器に係る業界団体

■米国研究製薬工業協会（Pharmaceutical Research and Manufacturers of America : PhRMA）

米国で事業を展開する主要な研究開発志向型の製薬企業とバイオテクノロジー企業を代表する団体⁷。積極的なロビー活動を実施しており、医薬品の価格の維持、臨床試験の期間短縮、慢性疾患の分野を中心とした予防医療の推進、政府に対する医療制度改革の働きかけ、患者への製薬情報の提供などを行っている。例えば日米規制改革イニシアティブについても意見を表明している⁸。

本部はワシントン D.C.に置かれ、海外拠点として日本には東京に 1987 年よりオフィスが開設されている。その他、ヨルダンのアンマンにも事務所が設置されている。

■医療機器・IVD 工業会（Medical Devices and Diagnostics Manufacturers' Association : AMDD）

AMDD は 1992 年に設立された先端の医療機器セクターを代表する団体であり、医療機器・診断器具・医療情報システムの製造業者約 160 が加盟している。本部はワシントン DC に所在し、政府機関や議員に対してロビー活動をしている。医療機

⁷ 米国・ウェブサイト：<http://www.phrma.org>

日本・ウェブサイト：<http://www.phrma-jp.org>

加盟企業としては、アボット（Abbott）、アストラゼネカ（AstraZeneca Pharmaceuticals LP）、グラクソ・スミス・クライン（GlaxoSmithKline）、ファイザー（Pfizer Inc）が挙げられる。また、日本の製薬会社としては、大塚製薬、武田製薬や第一三共、エーザイの米国現地法人（Otsuka America, Inc., Takeda Pharmaceuticals North America, Inc, Daiichi Sankyo, Inc., Eisai Inc.）も加盟している。メンバー企業数は、ウェブサイトでは 29 社の加盟が確認された。

⁸ 例えば、2008 年の日米規制改革イニシアティブ報告書に関するプレスリリースを公表している。（<http://www.phrma-jp.org/archives/newsroom/release/nr2008/080711-0553.php>）

器の医療機器の償還精度や、技術の評価や基準などに焦点を当てた活動をしている。アメリカの医療機器関連法制度に関するロビー活動も実施しているが、国際的な事項についてもワーキンググループが設置されている。

■アメリカ通商緊急委員会（Emergency Committee for American Trade: ECAT）

ECAT⁹は、貿易通商政策を通じた経済成長を促進する目的のために設立された、国際的な事業を展開する企業経営者の団体である。農業、金融、製造業、小売、加工業、出版、サービスなどの分野をカバーしている。ECAT は、関税・非関税障壁の撤廃の推進、さらに自由な貿易と投資の促進を目指している。

■在韩国米国商工会議所（American Chamber of Commerce in Korea）

会員企業の韓国における事業展開の促進と保護、さらに米国のビジネス業界の意見を代表して韓国政府、韓国の産業団体、そして米政府に対して働きかけを行うことを目的としている¹⁰。

医薬品分野に関しては、会員企業には、コンタクトレンズや眼科用医薬品・手術機器などの分野でグローバルな事業を展開しているボシュロム（Bausch & Lomb Korea）、製薬企業である MSD Korea、バイエル（Bayer Korea Ltd.）がある¹¹。在韩国米国商工会議所内には、33 の委員会が設置されているが¹²、その中には製薬委員会も設置されている。

(b) 主要 FTA に関する発言等の活動

(i) 米豪 FTA

（2003 年 4 月交渉開始／2004 年 2 月合意／2004 年 5 月署名／2005 年 1 月発効）

【医薬品分野の争点】

米国側は FTA 締結に当り、輸入医薬品のオーストラリア市場へのアクセス促進を狙い、オーストラリアの国民医薬品給付・償還システム（PBS: Pharmaceutical Benefits Scheme）の制度の改編を求めた。PBS とは政府の介入の下で、処方薬の価格設定を行い、人々が必要な薬を手に入れることができるように価格を保証する制度である¹³。

⁹ ECAT ウェブサイト：<http://www.ecattrade.com/>

¹⁰ AMCHAM Korea ウェブサイト：<http://www.amchamkorea.org>

¹¹ AMCHAM Korea ウェブサイト：

http://www.amchamkorea.org/membership/newmembers_changes.jsp

¹² AMCHAM Korea ウェブサイト：<http://www.amchamkorea.org/committees/committees.jsp>

¹³ 詳しくは、Suzanne Hill, David Henry, Alan Stevens “The Use of Evidence in Drug Selection: The Australian Pharmaceutical Benefits Scheme” 薬理と治療、vol.31, no. 7 2003.

【協定本文】

第二章内国民待遇及び物品の市場アクセス（National Treatment and market Access for goods）に Annex2-C 医薬品（Pharmaceuticals）が設けられた。Annex2-C では、1. 合意した原則、2. 透明性、3. 医薬品作業部会、4. 規制に関する協力、5. 情報の宣伝、6. 定義について規定している。医薬品に関する体制については、両国間の作業部会での検討が行われることになっている。

なお、米豪 FTA 締結後発表された USTR による FTA 概要説明において、本 FTA で利益を受ける米国企業の製造セクターの一つとして、医療・化学機器（medical and scientific equipment）が挙げられている¹⁴。

■ PhRMA の発言・発表

PhRMA ではスペシャル 301 条に関する要望として、オーストラリアの PBS 制度がオーストラリアにおける医薬品市場の参入障壁であるとして 2001 年及び 2003 年、USTR に報告している¹⁵。

具体的には、オーストラリアの PBS の対象となる医薬品リストが制限的であり、米国製医薬品の市場参入に対する障壁となっている。オーストラリア保健省大臣によって指名される専門家によって構成される医薬品利益助言委員会（仮訳：Pharmaceutical Benefits Advisory Committee）が医薬品リストへの申請を評価し、大臣に提言を行うという制度になっている。しかし、この委員会の審査では薬品の費用対効果、すなわち価格面に重点が置かれすぎであり、医薬品による回復にかかる期間などの医薬品がもたらす生活の質に関する要素が十分考慮されていない¹⁶。また、PBS についての手続きが不透明である¹⁷。

医薬品の経済性評価において、米国の革新的な医薬品（innovative drug）には不利なシステムとなっている。また、オーストラリアにおける医薬品の広告規制が厳しいことから緩和を要請している。

以上に挙げた制約によって、ジェネリック医薬品や古い医薬品に対して新薬が不利な立場にあり、早い段階での新薬に対する償還がないという事態になっている。

(<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/4006/1/Tsutani-JPT310604.pdf>)

¹⁴ USTR ウェブサイト：

<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/fact-sheets/archives/2004/february/summary-us-australia-free-trade-agreement>

¹⁵ Excerpt from PhRMA's 2003 Submission to the US Trade Representative on Australia (<http://www.cptech.org/ip/health/c/australia/phrma-au-2003.html>)

¹⁶ Excerpt from PhRMA's 2003 Submission to the US Trade Representative on Australia (<http://www.cptech.org/ip/health/c/australia/phrma-au-2003.html>)

¹⁷ Australian Federation of Aids Organisations Inc. , “An Australia-United States Free Trade Agreement, Potential Impact on the Pharmaceutical Benefits Scheme” 6.June 2003:

(http://www.afao.org.au/library_docs/policy/freetradeagt_pbs_03.pdf) によれば、PhRMA が具体的にどのような点について透明性がないと主張しているのかは不明である。

このため、新薬の実質的な特許の有効期間が減少してしまっている¹⁸。

(ii) 米韓 FTA

(2006年6月交渉開始／2007年4月合意／2007年6月署名／未発効)

【医薬品分野の争点】

米国業界団体は韓国の国民保険制度や医薬品の償還リストが、海外の医薬品の参入にとって障壁となっていると指摘している。

また、輸入医薬品の登録に際して、海外での検査結果だけではなく韓国での検査を要求しているため、負担が重く、市場参入への費用及び時間がかかるという問題が米国側から指摘されている¹⁹。

【協定本文】

第5章は、医薬品及び医療機器 (Pharmaceutical Products and Medical Devices) である。5.7条では、医薬品及び医療機器に関する委員会が設置され、両国間で最低年1回の会合を持ち、第5章の内容の実施、相互理解の促進、さらに両国の協力のために取り組むことが規定された。韓国は協定の一部を成す確認書簡 (Confirmation Letter (Independent Review Body)) において、5.3.5 (e) 透明性の実施のために、医薬品価格に関して、不服があった場合に申し立てることができる独立の審査機関を設けることを約束している²⁰。

■ PhRMA の発言・発表

PhRMA は、2006年3月14日に米韓 FTA の開始に当たるヒアリングにおいて、韓国との FTA 交渉開始を支持し、米国の医薬品の韓国市場へのアクセスの確保に向けた提言を行っている。提案内容は以下のとおりである²¹。

¹⁸ 有用な資料として、Australian Federation of Aids Organisations Inc.¹⁸, “An Australia-United States Free Trade Agreement, Potential Impact on the Pharmaceutical Benefits Scheme” 6.June 2003: http://www.afao.org.au/library_docs/policy/freetradeagt_pbs_03.pdf

Excerpt from PhRMA’s 2003 Submission to the US Trade Representative on Australia

<http://www.cptech.org/ip/health/c/australia/phrma-au-2003.html>

Excerpt from PhRMA Submission to the US Trade Representative for 301 Report

<http://www.cptech.org/ip/health/c/australia/phrma-au-2001.html>

¹⁹ United States International Trade Commission “U.S.-Korea FTA: The Economic Impact of Establishing a Free Trade Agreement(FTA) Between the United States and the Republic of Korea” September 2001, p.4-13

²⁰ Confirmation Letter (Independent Review Body)

(http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file511_12725.pdf)

²¹ 有用な資料として、Testimony Presented to the Trade Policy Staff Committee, Hearing on Initiation of Proposed United States-Korea Free Trade Agreement negotiations, March 14, 2006, Presented by Joseph M. Damond, Deputy Vice President, International Affairs, Pharmaceutical Research and Manufacturers of America

(<http://www.cptech.org/ip/health/c/korea/phrma03142006.pdf>)

—革新的な医薬品の認可を行うことを求める。韓国の国民保険制度（National Health Insurance : NHI）及び償還リスト（National Reimbursement List）制度によって革新的な輸入医薬品が韓国市場へのアクセスから阻害されている。NHIは、透明性を欠き、革新的な医薬品の評価を決定する基準が明確ではないため革新的な新薬が過小評価されている。さらに、韓国製のジェネリック医薬品には高い償還率が適用され、NHIのリソースの大部分が使われている一方で、新薬は非常に不利な立場におかれている。韓国の償還制度は、外国企業の事業展開を阻害する産業政策であるのみならず、ジェネリック医薬品に高いリターンを与えることによって、韓国の研究開発をも妨げている。

- 医薬品の償還のガイドラインや条件の設定が必要である。また、新薬が認可された場合であっても、こうした新薬を医師が処方できる条件が限定されている。
- 革新的な薬品に関して、韓国政府の意思決定過程は透明性を欠いている。また、外国企業との協議の機会も確保されておらず、不服申し立ての制度がないことから、恣意的な意思決定が誘発されており、透明性の欠如を招いている。
- 韓国においては職業倫理の遵守が必要である。保健医療システムの強化と、医者と患者との関係強化を促進させ、韓国の医療業界を国際的な基準に合致させることができるだろう。
- 韓国では、知的財産権は保護されており、医薬品の特許については1980年代以来認められている。しかし、開示されていない情報の保護に係るTRIPS第39条3項については、韓国では情報保護が一部に限られている。さらに特許の取得とその他の承認の連携が保証されていない。したがってより明確なルール設定が求められる。

その他、PhRMAは同趣旨の内容をFTA交渉終了後2007年6月20日に、米国国際貿易委員会でも発言を行っている²²。

■MDMAの発言・発表

2003年9月30日に開催された米国商業省（Department of Commerce）の医療機器・製薬懇談会（U.S. Department of Commerce medical Devices and Pharmaceuticals Roundtable²³）国際的な事項では、先端医療機器について海外市場における参入障壁の問題を挙げている。他国の医療製品に関する規制の権利を認めるものの、各国の規制が先端の医療機器の参入を妨げていると指摘している。

²² Pharmaceutical Research and manufacturers of America, Written Testimony of Jeffrey A. May, Assistant General Counsel, International Trade Commission(ITC), US-Korea FTA, June 20, 2007 (<http://www.keia.org/May.pdf.pdf>)

²³ <http://www.trade.gov/td/standards/Roundtable%20Reports/Medical%20RT.pdf>

さらに、通商協定における「健康の緊急事態（health emergency）」による例外規定に関して、定義を改善し、貿易障壁や内国製造業者の保護とならないようにすべきであるとの意見を表明している。

MDMA は以上の問題点を挙げた上で、医療機器・製薬に関する問題国として、日本、フランス、中国、オーストラリア、ブラジル、インドを挙げている。

■ ECAT の発表²⁴

ECAT は、米韓 FTA で争点となる項目の一つとして、製薬・医療機器を挙げている。韓国は、FTA 交渉において革新的な医薬品へのアクセスを拡大し、より質の高い医療を促進するとしているとし、特に韓国における医薬品の価格決定及び償還制度の見直しを約束していることを挙げていることを評価している。知的財産権による保護と共に、米国の製薬業界の参入にとって利益になると評価している。

また、ECAT は 2009 年 9 月 15 日にも声明を発表し、米韓 FTA は韓国市場の障壁を取り除き、アメリカの農業、サービス提供者、製造業の機会拡大に貢献するとの見解を示し、当該 FTA の発効を求めている²⁵。

■ U.S. Chamber of Commerce の発表

米国商工会議所では、韓国の健康保険制度には透明性が欠けていると指摘している。さらに医薬品のリスト及び償還制度を改善し、海外のより革新的な医薬品について正しい評価がなされるようにすべきであると提言している²⁶。

その他、医薬品の治験や登録要請の問題も指摘している²⁷。

(iii) 米パナマ TPA (The United States and Panama Trade Promotion Agreement) (2007 年 7 月締結／未発効 (米国未批准))

【協定本文】

当該条約が発効された場合、第三章内国民待遇と物品の市場アクセスによって米国からのパナマへの輸出について無関税となると指摘されている。

²⁴ <http://www.ecattrade.com/issues/content.asp?ID=698>

²⁵ <http://www.ecattrade.com/uploads/content/BAA714241E66406383F06148BD2F8681.pdf>

²⁶ この問題に関する有用な資料として、以下参照。Clive Hamilton, Buddhima Lokuge, Richard Denniss “Barrier to Trade or Barrier to Profit? Why Australia’s Pharmaceutical Benefits Scheme Worries U.S. Drug Companies” 4 Yale Journal of health Policy, Law and Ethics, Summer, 2004, Volume IV, Issue 2. (<http://cgkd.anu.edu.au/menus/PDFs/Yale.pdf>)

²⁷ U.S.-Korea FTA Business Coalition, “U.S.-Korea FTA Negotiation Priorities” http://www.amchamkorea.org/publications/FTAINformation.jsp?i_type=d

■ ECAT の発表

米パナマ FTA では、88 パーセントを超える米国の消費財や産業製品が、即時無関税となると評価している。具体的には、農業機器、建築機材、航空機及び部品、農薬などに加えて、医療機器及び医薬品も含まれるとしている²⁸。

(c) 医療サービスへの外資によるアクセス制限

日米規制改革イニシアティブにおいて米国は、日本に対して医療サービスの自由化を指摘した。在日米国商工会議所は、日本に対して医療市場への株式会社の参入を要求している。医師や医療機関が新たな資金調達手段を得ることで、医療サービス産業への新規参入が促進され、医療分野の革新と多様化が進むという理由を述べている。また、患者はこれまで通り、病院や医療サービス提供者を自由に選択することができ、法人組織の医療機関にも他の形態の医療機関と同様の規制が適用される²⁹。

以上を背景に、米国における医療サービスの特徴、さらにどのような医療サービス団体が活動しているのか概観し、さらに米国と第三国との FTA 交渉に際する主要な発言・発表、第三国における報道等について調査する。

(d) 医療サービス関連団体

■ 産業セクター諮問委員会 (Industry Trade Advisory Committees)

米国においては、産業界の意見を米国の通商政策に反映させるため、産業界との協議プログラム (Industry Consultation Program) がある。このプログラムは、1974 年の通商法に基づき、交渉時に民間セクターとの調整を行うことを目的として設置された。これまでに、様々な制度改正が行われたが、現在 16 の産業セクターの諮問委員会 (Industry Trade Advisory Committees on Trade Policy Matters: ITACs) から構成されている。各 ISAC は中小企業も含めた産業全体を代表し、諮問委員米国の通商政策における産業界の意見を伝え、さらに USTR への助言も行う。具体的なセクターについては、以下の表が示すとおりである。

²⁸ <http://www.ecattrade.com/issues/content.asp?ID=768>

²⁹ ACCJ 「ビジネス白書相利共生」 2006 年

図表9 TACのセクター

ITAC 番号	セクター
1	航空宇宙装置
2	車両運搬具・資本財
3	化学・製薬、健康/科学製品・サービス
4	消費財
5	流通サービス
6	エネルギー・エネルギーサービス
7	森林業関連製品
8	情報・コミュニケーション技術、サービス、電子商取引
9	鉄を含まない金属、建材
10	サービス、金融産業
11	零細企業
12	鉄
13	繊維・衣服
14	税関関連・貿易円滑化
15	知的財産権
16	基準・技術障壁

(出所) ITA ウェブサイトより作成 (<http://www.ita.doc.gov/itac/committees/index.asp>)

サービス・金融産業通商諮問委員会 (Industry Trade Advisory Committee on Services and Finance Industries: ITAC 10) の構成は以下のとおりである³⁰。

図表10 サービス及び金融業界・産業通商諮問委員会の諮問委員構成

	氏名	役職、部署	所属	備考
1. 議長	Mr. J. Robert Vastine, Jr.	President	U.S. Coalition of Service Industry	金融、保険、情報技術、会計、法律、電気通信、物流、旅行・観光などサービスの産業団体。 http://www.uscsi.org/
2. 副議長	Ms. Elizabeth R. Benson	President	Energy Associates	7303 Timber Lane Falls Church, Falls Church, VA 22046
3.	Mr. Thomas A. Allegretti	President and Chief Executive Officer	The American Waterways Operators	タグボート・船産業 http://www.americanwaterways.com/
4.	Mr. Fredric S. Berger,	Chairman	The Louis Berger Group, Inc.	インフラ関連のエンジニアリング http://louisberger.com/
5.	Mr. Stuart J. Brahs	President	Stuart J. Brahs Consulting Representing American Council of Life Insurers	生命保険の業界団体 http://www.acli.com/

³⁰ ITA ウェブサイト参照 (<http://ita.doc.gov/td/icp/Finalist13.html>)。2003年12月15日現在の委員である。

6.	Timothy C. Brightbill, Esq.	Partner	Wiley Rein LLP Representing American Bar Association	アメリカ法曹界。 http://www.abanet.org/
7.	Stephen J. Canner, Ph.D.	Vice President, Stephen J. Canner, Ph.D.	United States Council for International Business	国際的なビジネスに関するロビー団体。300社以上の多国籍企業、法律事務所、業界団体が加盟。 http://www.uscib.org/
8.	Paul H. DeLaney III, Esq.	Senior Attorney, Legal, Trade and International Affairs	FedEx Express	国際航空貨物輸送。 http://fedex.com/us/
9.	Ms. Linda Menghetti Dempsey,	Vice President	Emergency Committee for American Trade	http://www.ecattrade.com/
10	Peter D. Ehrenhaft, Esq.	Senior Counsel	Peter D. Ehrenhaft Consulting, Representing Harkins Cunningham, LLP	法律事務所 http://www.harkinscunningham.com
11.	Mr. Gregory M. Frazier	Executive Vice President, Chief Policy Officer	Motion Picture Association of America, Inc.	1922年に設立された、米国の映画、ホームビデオ、テレビ業界の団体。 http://www.mpa.org/
12.	Madeleine F. Green, Ph.D.	Vice President and Director, Center for International and Institutional Initiatives	American Council on Education	米国の高等教育機関の団体。 http://www.acenet.edu/
13.	Mr. Charles P. Heeter Jr.	Managing Principal, Global Public Policy	Deloitte LLP	会計、コンサルティング、財政関連のアドバイザー、リスクマネジメント、税関係のサービス。 http://www.deloitte.com/
14.	Ms. Selina E. Jackson	Vice President, International Public Affairs	United Parcel Services of America	国際貨物航空会社。 http://www.ups.com/
15.	Mr. William A. Jordan	Senior Director, Government Affairs and Communications	The McGraw-Hill Companies	金融、教育、情報・メディアに関する事業を展開。 http://www.mcgraw-hill.com/
16.	Mr. Leonard N. Karp	President and Chief Executive Officer	Philadelphia International Medicine	医療サービス提供機関。 www.philadelphiamedicine.com
17.	Mr. Robert D. Kramer	Vice President	Public Policy CompTIA (The Computing Technology Industry Association)	1982年設立。IT関連の製造業、流通、小売、教育機関の団体。 http://www.comptia.org/
18.	Mr. Gary W. Kushnier	Vice President, International Policy	American National Standards Institute	1918年設立。規格や適合性評価に関する団体。 http://www.ansi.org/

19	Ms. Laura J. Lane	Senior Vice President, International Government Affairs	Citigroup Inc.	金融機関。 http://www.citigroup.com/
20	Dr. Marjorie Peace Lenn	President	Center for Quality Assurance in International Education	高等教育に関する団体。 http://www.cqaie.org/
21.	Mr. Shawn C. McBurney	Vice President, Governmental Affairs	American Hotel and Lodging Association	宿泊産業の団体。 http://www.ahla.com/
22.	Mr. DeRohn S.T. Mitchell	Deputy Director, Government and Business Relations	Alvarez & Marsal, LLC	コンサルティング会社。 http://www.alvarezandmarsal.com/
23.	Mr. Kevin C.W. Mulvey	Vice President	American International Group, Inc.	保険会社。 http://www.aig.com/
24.	Mr. Patrick J. Natale, P.E.	Executive Director	American Society of Civil Engineers	1852年設立。土木技師の団体。会員数147,000以上。 http://www.asce.org/
25.	Mr. Bryan M. Pickel	Vice President, International Government Affairs	Prudential Financial, Inc.	生命保険、投資、不動産業。 http://www.prudential.com/
26.	Mary S. Podesta, Esq.	Senior Counsel	Investment Company Institute	投資会社の団体。 http://www.ici.org/
27.	Jean M. Prewitt, Esq.	President and Chief Executive Officer	Independent Film & Television Alliance	動画・テレビプログラムの製作者・配給会社の団体。 http://www.afma.com/
28.	Mr. Ivan J. Sotomayor	Managing Partner	Sotomayor & Associates, LLP	会計事務所。 http://www.sotomayorcpa.com/
29.	Ms. Sarah F. Thorn	Senior Director, Federal Government Relations	Wal-Mart Stores, Inc.	スーパーマーケットチェーン。 http://walmartstores.com/
30.	Mr. Carlos C. Villarreal, P.E.	Executive Vice President, Operations	Wilbur Smith Associates	1952年設立。運輸・インフラのコンサルティング会社。 http://www.wilbursmith.com/
31.	Christian (Chris) E. Wolfe, Esq.	Partner, Business Planning and Taxation	Haynes and Boone, L.L.P.	弁護士事務所。 http://www.haynesboone.com/

(註) 諮問員総数 31 名。

(出所) ITAC ウェブサイトより作成

(<http://www.ita.doc.gov/itac/committees/services.asp>)

医療サービス関係では、Philadelphia International Medicine が当該委員会の諮問委員となっている。

■ Philadelphia International Medicine

PIM は、米国フィラデルフィアにおいて、医療サービスを提供する医療機関である³¹。

目的として、高品質で対費用効果的な医療ケアを国際的な患者に提供することを目的としている。国際的な病院との提携関係を締結し、研修、研究、人材開発を行うことも目的としているほか、コンサルティングや病院経営を通して海外の医療水準を改善することも目指している。特に、PIM では、患者へのケア、教育、病院経営・マネジメントの3分野においてサービスを提供している。

(e) 主要 FTA における関連団体等の発言や活動

(i) 米シンガポール FTA (2003 年 5 月締結/2004 年 1 月発効)

【協定本文】

附属書 8 (Annex 8A 及び 8B) の中でシンガポールは医療サービスにおいて、シンガポール医療評議会 (Singapore Medical Council) に登録した者のみがシンガポールにおいて医療サービスを適用できるとしている。薬局に関するサービスについても同様である。

■ Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC 13)

ITAC の前身にあたり、サービス分野を担当している ISA13 が 2003 年に発表した報告書によると³²、シンガポール FTA が米国のシンガポールの医療サービス市場参入契機となると分析されている³³。US シンガポール FTA の附属書では、専門職に関する資格や基準の相互承認を発展させていくことを奨励するとしている。

交渉前の段階におけるロビー活動の状況については定かではないが ISAC としても、医療サービス市場参入のためのよい機会として捉えていることが思料できる。

(ii) 米韓 FTA (2006 年 6 月交渉開始/2007 年 4 月合意/2007 年 6 月署名/未発効)

【交渉の争点】

第 1 回の FTA 交渉の際に、韓国における医療サービスの自由化については特に米国は強く要求しないという姿勢をとっている³⁴。

³¹ PIM ウェブサイト : http://www.philadelphiamedicine.com/About_PIM/Mission.aspx

³² 現在は、ITAC が改定されているため、ISA

³³ Report of the Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters (ISAC13), "The U.S.-Singapore Free Trade Agreement (FTA)", February 28, 2003 (http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Singapore_FTA/Reports/asset_upload_file184_3249.pdf)

³⁴ Korea Net : http://www.korea.net/News/Issues/issueDetailView.asp?board_no=12948&menu_code=A

米韓 FTA では、特に医療サービスに関して協定に盛り込まれていないが、米国の医療サービス機関は韓国の済州島への進出を進めている。

■ Philadelphia International Medicine の活動

アメリカでは株式会社の病院運営が認められており、HCA Healthcare や Tenet Healthcare Corporation が事業展開をしている。、アメリカの著名な病院が国際的な進出に至った背景には、2001年に発生したテロのため、特に中東地域からアメリカに医療を受けることを目的とした入国に対するビザが厳格化されたことが挙げられている³⁵。ただし、これらの病院がグローバルな活動を積極的に展開している状況にはないとえいる。

しかし、2007年 PIM は韓国の済州島政府と PIM の子会社である Philadelphia International Medicine Management & Development (PIM-MD) が覚書に署名し、済州島に国際病院を建設する独占的な助成金を得たと発表している³⁶。このプロジェクトでは、10億ドルを投資し、93万平方メートルの敷地内に研究・教育センターを備えた病院開設を計画している。2011年には小児科、リハビリテーション、癌センター、及び大学病院が参加し、2012年に開院する予定となっており、今後の展開が注目される。

(f) FTA における交渉方法

医薬品・医療機器分野においてはアメリカ国内の業界団体がロビー団体として積極的に活動し、FTA 交渉にも影響を与えている。特筆すべきはこれらのロビー団体が、例えばスペシャル301条に関する要望を通して、アメリカ政府に長年働きかけており、その成果として FTA 交渉へのインパクトが生じているということである。特に、医薬品や医療機器などの技術革新などにより、相手国の法制度や規制に抵触する可能性が高い分野においては、我が国においても、国内の業界団体の意見交流を通して情報を蓄積し、交渉の場において活用できるようにしなければならない。

³⁵ Forbes2008年8月25日。
(http://www.forbes.com/2008/08/25/american-hospitals-expand-forbeslife-cx_avd_0825health_print.html)

³⁶ Philadelphia International Medicine ウェブサイト
(http://www.philadelphiamedicine.com/Site_Files/Press_Releases/december2007.pdf) 及び Korea Net.
(http://www.korea.net/news/News/NewsView.asp?serial_no=20070703028&part=109&SearchDay=)
(2007年7月3日) 参照。

②通信サービス

(a) 通信サービスに係る業界団体

■ 電気通信産業協会（Telecommunications Industry Association : TIA）

電気通信産業協会³⁷は、米国の情報・電気通信技術（ICT）産業の団体であり、主な活動分野は規格標準、政府関係、ビジネスチャンス、市況情報、認証、環境である。会員数は約 600 であり、電気通信、ブロードバンド、ワイヤレスモバイル、情報技術など様々な分野におけるビジネス環境の改善を目指している。

1979 年に米国電気通信サプライヤー協会（United States Telecommunications Suppliers Association : USTSA）が発足した。1988 年、USTSA がラジオ製造業会として活動を開始した EIA の情報・電気通信技術部門と統合して、TIA が設立された。

TIA の理事会は、会員企業から選出されており、現在の会長は Ulticom³⁸、副会長は Henkels & McCoy³⁹が務めている。

TIA では、USTR による National Trade Estimate に関して、電気通信分野における貿易障壁の報告を行っている⁴⁰。

■ サービス産業連盟（Coalition of Service industries）

サービス産業連盟（CSI）は米国サービスセクターの世界的な競争力を強化することを目的とし、1982 年に設立された⁴¹。CSI は GATT ウルグアイランドによるサービス貿易一般協定（GATS）、1997 年の WTO における基本電気通信合意及び金融サービス合意において重要な役割を果たしたという。CSI には 7 つの作業部会が置かれており、その内のひとつが情報技術、メディア及び電気通信（Information Technology, Media, & Telecommunications）である。

■ 衛星産業協会（Satellite Industry Association）

衛星産業協会⁴²は、1995 年に設立された米国の主要な衛星関連の企業によって設立された団体であり、産業界全体としての意見表明や、規制などに関して検討を行う業界団体である。当該協会のウェブサイト上では、16 の会員企業（Executive

³⁷ ウェブサイト：<http://www.tiaonline.org/>

³⁸ Ulticom は電気通信のシグナリング、ネットワークング及びアプリケーションを手がける企業である。

³⁹ Henkels & McCoy は、エンジニアリング、ネットワーク開発の企業である。

⁴⁰ http://www.tiaonline.org/gov_affairs/fcc_filings/documents/USTR_filing_2010_NTE_general1.pdf

⁴¹ Coalition of Service Industries (<http://www.uscsi.org>)

⁴² ウェブサイト：<http://www.sia.org/>

member) と 16 の準会員 (Associate member) が加盟している⁴³。

SIA では、外国貿易障壁報告書やセクション 1377 (詳細は後述) に関する報告も行っている。

■ 米国国際ビジネス評議会 (United States Council for International Business)

米国国際ビジネス評議会 (USCIB) は⁴⁴、1945 年に設立された団体であり、貿易の自由化促進を目的としている。多国籍企業、法律事務所、業界団体などが加盟しており、会員数は 300 を超えている。

USCIB には複数の委員会が組織されており、その中には、情報・コミュニケーション・技術政策委員会 (Information, Communications and Technology Policy Committee)、貿易・投資委員会 (Trade and Investment Committee) も組織されている。

USCIB は、セクション 1377 に関する報告も実施している。

(b) 主要 FTA・通商問題に関する発言等の活動

通信サービスに関して、米国では 1988 年の包括通商競争力法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988) のセクション 1377 に基づいて、毎年 3 月 31 日までに、米国通商代表部 (USTR) に、米国の電気通信の協定の運用と効果についてレビューを行うこととなっている。このレビューの目的は、米国と電気通信関連の協定を締結した諸外国における活動、政策や慣行が、当該協定に整合であるか、米国企業の製品やサービスにおける活動の双璧となっていないかどうかを決定することにある。

ここでは、各 FTA において FTA 締結以前に、FTA 相手国に対してどのような問題が提起されていたのか整理すると共に、各 FTA における業界団体の動きを整理する。

(i) 米韓 FTA

(2006 年 6 月交渉開始／2007 年 4 月合意／2007 年 6 月署名／未発効)

■ セクション 1377 に基づく指摘

2003 年のレビューにおいて⁴⁵、韓国政府がモバイル・インターネットサービスに

⁴³ Panasonic Avionics Corporation も準会員企業として参加している。

⁴⁴ ウェブサイト : <http://www.uscib.org/>

⁴⁵ Results of 2003 "Section 1377" Review of Telecommunications Trade Agreements (REhttp://ustraderep.gov/assets/Trade_Sectors/Telecom-E-commerce/Section_1377/asset_upload_file97_6922.pdf)

において「国家基準（national standard）」を提唱していることに懸念が表明されている。また、2004年のレビューでは⁴⁶、米国企業の設備やサービス・プロバイダーを除外しかねない懸念事項として、モバイルのインターネット・サービスにおけるソフトウェアに関するインターフェース（Wireless Internet Protocol for Interoperability; WIPI）、及びポータブルのインターネット・サービスに介する標準の導入が検討されていることが挙げられている。

2005年には⁴⁷、テスト手続き及び政策が指摘されている。これについては、韓国が韓国は APEC の相互認証手続きを導入するとしている。仮に APEC の相互認証手続きが導入されることとなれば、韓国が二国間協定を締結している国において試験を行うことが許可されるため、引き続き USTR は韓国と協議を進めていく姿勢を示している。また、韓国ではブロードバンドサービスに関して韓国政府が指定する単一の標準を導入するとし、ワイヤレスブロードバンドに関して3件のライセンスを付与している。これに対して米国は技術の採択にあたってサービスサプライヤーが最大限の選択肢が与えられているのか、すなわち技術中立性が確保されているのか問題視しており、韓国側に国際的な標準を柔軟な方式で採用するべきと継続して働きかけるとの姿勢を示している。

■ TIA の発言・発表

TIA は米韓 FTA を歓迎し、促進する立場を示している。2006年には、プレスリリースを通して、米韓 FTA が両国の ICT セクターにおける機会の拡大に貢献するとして交渉開始を歓迎している⁴⁸。また、TIA のメンバー企業・団体の主要な関心事項としては、技術の中立性、規格、知的財産、市場アクセスが挙げられている。

TIA は、2006年3月24日に USTR に対してコメントを送付しており⁴⁹、以下の事項を米韓 FTA に盛り込むことを要求している。

- 透明性：透明性に関して、まず TIA は韓国が WTO の政府調達協定に署名していることに依拠しつつ、その義務を遵守すべきとしている。国際的な入札における透明性の確保などが例として挙げられている。同様に、サービス章

⁴⁶ Results of 2004 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements
(http://ustraderep.gov/assets/Trade_Sectors/Telecom-E-commerce/Section_1377/asset_upload_file802_5269.pdf)

⁴⁷ Results of the 2005 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements
(http://ustraderep.gov/assets/Trade_Sectors/Telecom-E-commerce/Section_1377/asset_upload_file959_7529.pdf)

⁴⁸ TIA、プレスリリース、2006年2月2日参照。

⁴⁹ TIA U.S.-Korea FTA Submission to USTR
(http://www.tiaonline.org/gov_affairs/issues/intl_advocacy/documents/TIA_US-KoreaFTASubmissiontoUSTR-FINAL.pdf)

においても高いレベルでの透明性が必要との認識を示している。つまり、電気通信規制の公布、規制に関する協議、新規規制導入や規制の変更の事前通知期間の確保、電気通信規制当局の決定に対する不服申し立ての機会が十分に認められていることが必要としている。

- 技術障壁：相互認証取り決め（MRA）及び供給者適合宣言が重要な原則として挙げられている。TIA は、相互認証取り決めによって、市場アクセスが促進されると述べている。米国と韓国が APEC の枠組みで、相互認証取り決めの実施を開始していることを指摘している。一方、供給者適合宣言については、TIA はこの宣言によって、より早く市場にアクセスできるようになり、コストも削減されるとしている。
- 電気通信サービス：電気通信サービス章において、以下の点を盛り込むことを提言している。まず、サービスに関しては「ネガティブ・リスト」方式を導入し、新たなサービスの導入が容易になるようにすべきであるとの立場を取っている。
- 技術の中立性：非韓国企業が韓国市場において、不利益な立場とならないように、拘束力のある文言で技術中立性に含めるべきであると提言している。
 - 独立の規制当局：韓国においては、韓国通信委員会（Kore Communication Commission）が設置されているが、これは情報通信省（Ministry of Information and Communication）の中に置かれているため、TAI では FTA によって韓国通信委員会を分離すべきと指摘している。これは韓国通信委員会と情報通信省との間の利益の抵触の可能性が除去できないためである。
 - 外国投資の制限緩和：韓国政府は公衆交換電話網に接続するリセールサービスに関して 100%外資所有を認めたが、設備ベースの電気通信サービスに関し、外資所有は 49%に押さえられており、設備ベースの種電気通信サービスにおける外資は制限されている。そのため、TIA は外資の制限をより緩和すべきとの意見を表明している。

その他にも知的財産権の保護についても確認している。米国と韓国間での 4 半期毎の協議が開催されていることに言及しつつ、協議によって情報交換などを行うことを要望している。

TIA は、2 月 12 日に行われる第 7 回の交渉に向けて、2 月 7 日に再び USTR に

書簡を送付し、米韓 FTA 賛成の立場を示しながら、さらに、当該 FTA における要望を提出した。この書簡では、TIA が 2007 年 3 月 31 日の交渉締結に至ることを期待していることを明らかにしている。

2007 年に要望されている例としては以下の点が挙げられる。

- オーディオビジュアルのコンテンツ：韓国は、オーディオビジュアルのサービスに関して制限的な環境であると指摘しつつ、自由化を求めている。

その他、再度技術の中立性、独立の規制当局、知的財産の保護、外資の占有率について再度要望を提出している。

■ CIS の発言・発表

2006 年 2 月、米韓 FTA の交渉開始の発表を受けて、CSI は米韓 FTA 交渉を歓迎し、高い水準の FTA 締結を要望するプレスリリースを発表している⁵⁰。

CIS では、米韓 FTA の締結に向けて 2007 年 3 月米国下院委員会の貿易に関する小委員会において発言している⁵¹。米韓 FTA に一定の評価を与えつつ、重要サービスセクターとしては、金融、保険などを複数挙げているが、電気通信分野もその中に含まれている。電気通信分野の残された課題としては、外資による投資が設備ベースの電気通信事業に関して 49% までしか認められていないことを指摘している。

2009 年 9 月には、同年 7 月 24 日の連邦官報通知 (Federal Register notice) に対する形で米韓 FTA に対してコメントを発表している。この中で、CSI は米韓 FTA の署名以来、韓国が他の国々との FTA を署名している中で米国が遅れをとってしまう可能性に言及し、議会に対して早急な批准を求めている。

電気通信分野については、韓国市場がより自由化されたとし、相互接続などについても重要な義務を課したと評価している。また、電気通信監督当局の独立性に対する韓国側のコミットメントも条項に盛り込まれたと評価している。

■ USCIB の発言・発表

2006 年 3 月 24 日付けの書簡で、USCIB は USTR に対して米韓 FTA に関するコメントを送付している⁵²。電気通信に関する要望としては、設備ベースの電気通信

⁵⁰ CSI、プレスリリース、2006 年 2 月 2 日“CSI Sees Opportunity for Substantial Service Sector Liberalization in US-Korea FTA”

⁵¹ CSI, Statement by Robert Vastine President, Coalition of Service Industries on the US-Korea Free Trade Agreement before the House Committee on Ways and Means Sub committee on Trade, March 20, 2007

⁵² USCIB: http://www.uscib.org/docs/USCIB_Comments_on_US-Korea_FTA.pdf

事業及びケーブルサービスにおける 49%の外資制限と DTH サービス提供者に関する 33%の外資制限である。シンガポール、香港、日は同様の外国投資制限を撤廃していることと比較しつつ、韓国における規制撤廃を要望している。さらに、海底ケーブルへのアクセスについて、非合理的な制限なく、完全なアクセス権利が付与されるべきであるとも指摘している。さらに、電気通信の規制当局に関しては、公平で拘束力のある決定をだすことができなければならないことから、情報・通信省から完全に独立した、規制当局を設置するように韓国政府のコミットメントを求めるべきであるとも指摘している。

USCIB は、2007 年 3 月 5 日に第 8 回の米韓 FTA 交渉が始まったその二日後に、USTR に書簡を送り電気通信分野において韓国政府が自由化に対して後ろ向きであるとの意見を伝え、懸念を表明している⁵³。具体的には設備ベースの電気通信事業及びケーブルサービスにおける 49%の外資制限と DTH サービス供給者に関する 33%の外資制限である。直接投資の制限に関しては、USCIB は 2006 年の 3 月 6 日に USTR に対して撤廃をも問えるコメントを送付しているという。

(ii) 米シンガポール FTA (2003 年 5 月締結／2004 年 1 月発効)

【協定】

第 9 章に 16 条から成る電気通信サービス章が置かれている。

■セクション 1377 に基づく指摘

USTR では、2003 年のレビュー⁵⁴で、シンガポールは、オーストラリア、スイスと並んで長距離専用線の市場について非常に高い価格が設定されていると指摘している。USTR によると、スウェーデンは「最適な慣行」の市場であるとされているが、この価格よりもシンガポールは 6 倍の値段であるという。なお、2004 年のレビューでは、シンガポール側の対応が不十分と指摘しているほか、海底専用線へのアクセスの条件制限的であると述べている。

なお、2004 年のレビューにおいてはシンガポールとの FTA の条項に電気通信規制当局の独立性及び技術基準採択に関して拘束力のある規定を盛り込んだとして FTA を評価している⁵⁵。

■TIA の発言・発表

TIA が米・シンガポール FTA 交渉以前において、何らかの改善要求などを提出し

⁵³ United States Council for International Business, March 7, 2007

⁵⁴ Results of 2003 “Section 1377” Review of Telecommunications Trade Agreements

⁵⁵ Results of 2004 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements

ていたかは不明であるが、2003年5月1日、TIAは、米・シンガポールFTAの交渉締結を歓迎する声明を出している⁵⁶。TIAでは、当該協定における重要な成果として、以下を挙げている。

- 市場アクセス：第2章「内国民待遇及び商品の市場アクセス」に関して、シンガポール側が、FTA発効時における関税撤廃に合意したことについて歓迎を示している。
- 通関：第4章「税関」についても、TIAは歓迎の意を表明している。また、パブリックコメントの機会が設けられたことについても評価している。
- 技術障壁：貿易に関する技術障壁の章についても、障壁となる規格などを撤廃する方向に踏み出したと指摘している。また、当該省がWTOの貿易技術障壁に関する協定とも整合的だという。同様に、当該FTAがAPECの相互承認取り決めのフェーズ1及び2の実施を進めるものであると評価している。
- 電気通信サービス：当該FTAにおいては第9章として電気通信サービス章が置かれた。FTAによって、公衆電気通信網及びサービスへの無差別のアクセスと使用が保証された。TIAでは、この無差別待遇を歓迎し、さらに当該FTAがネガティブ・リスト方式を採用したことも高く評価している。加えて、電気通信サービスにおける規制に関し、高いレベルでの透明性を確保し、新規規制もしくは規制変更の際の事前通危機感を設けたこと、電気通信規制当局の決定に対する不服申し立ての制度を用意していることも歓迎している。

その他、TIAはモバイル・コミュニケーション分野における技術的中立性を求める非拘束的な文言を含めたことは重要な一歩と見なしているものの、将来のFTAでは、技術中立性に関し拘束的な文言を挿入することを要望している。

(iii) 米・チリFTA（2003年6月6日締結／2004年1月1日発効）

【協定】

第13章に電気通信章が置かれている。

■セクション1377に基づく指摘

セクション1377において、チリに関して特別の懸念事項は2002年には指摘され

⁵⁶ TIA Comments on the U.S.-Singapore Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects

ていない。しかし、2004年のレビューにおいては、チリとのFTAの条項に電気通信規制当局の独立性、固定から携帯端末への接続料金に関して及び技術基準採択に関して拘束力のある規定を盛り込んだとしてFTAを評価している⁵⁷。

■TIAの発言・発表

TIAでは、米・チリFTAの締結が現在の時期に歓迎する声明をUSTRに送付している⁵⁸。特に以下にあげる重要点を指摘している。

- 市場アクセス：当該FTAにおいてはチリ側が即時の85%の関税撤廃を、ITnadonoハイテク・セクターにおいて約束していることを評価している。しかし、TIAとしては、100%の関税撤廃が望ましいと付言している。その他、チリが1996年のWTOの情報技術協定に署名することが望ましかったとも述べている。こうした点はあるものの、当該FTAが主要な南アメリカの国家とのFTAの中で、WTOの情報技術協定を反映した関税削減を実現した最初のFTAであるとして、評価している。
- 電気通信サービス：電気通信サービス章では、公衆電気通信網へのアクセスと使用が無差別待遇で認められたことが稔油化されている。電気通信分野における規制の公表、新規規制の導入もしくは規制の変更に関して事前通気の機関が確保されたこと、電気通信規制当局の決定に対して不服申し立ての制度が設けられたことも評価されている。当該FTAにおいても、技術中立性に関しては非拘束的な文言の挿入に留まったため、TIAは一定の評価は行いながらも、技術中立性を確保する拘束的な文言が望ましいと付言している。
- その他、税関、貿易技術障壁に関しても自由化が進んだことを歓迎している。

(iv) 米・中米・ドミニカ共和国FTA（2004年8月5日締結）

このFTAは米国が、中央アメリカの5カ国、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス及びニカラグアとドミニカ共和国と締結したFTAである。

第13章に17条及び附属書から成る電気通信章が設けられている。

⁵⁷ Results of 2004 Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements

⁵⁸ TIA Comments on the U.S.-Chile Free Trade Agreement : Potential Economywide and Selected Sector Effects

■セクション 1377 に基づく指摘

2003 年のレビューでは⁵⁹、固定線への接続料金の高さを問題視すると共に、このような接続料金が WTO に対しても適格的かどうか懸念を表明している。

■TIA の発言・発表

TIA は、米・中米・ドミニカ共和国 FTA 目前の同年 5 月 4 日付で USTR へコメントを送付している⁶⁰。交渉以前に TIA が何らかの要求を行っていたかは明らかではない。このコメントでは、公衆電気通信ネットワークへのアクセス及び活用に対して無差別な待遇が保証されることを歓迎している。また、当該 FTA がネガティブ・リスト方式を採用したことについても評価している。加えて、TIA は当該協定の条項が情報サービス・プロバイダーに対する柔軟性を認めているとして、高い評価を与えている。

その他、独立の電気通信規制当局を確保する規定についても歓迎している。

また当該 FTA においてコスタリカの電気通信サービス市場がより自由化されたことについても歓迎している。

(v) 環太平洋パートナーシップ協定 (TPAA) について

■TIA の発言・発表

TIA では環太平洋パートナーシップ協定推進の立場を取っており、2010 年 1 月 25 日付けで USTR に正式にコメントを送付している⁶¹。TIA は、オーストラリア、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムとの間でのアジア・太平洋地域を最大の電気通信市場とみなしており、今後の成長を見込んでいる。

TIA は、コメントの中で、環太平洋パートナーシップ協定交渉において WTO などの多国間協定へのコミットメントを行うことに賛成している。例えば、WTO の情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言 (Information Technology Agreement) については、ブルネイ、チリ、ペルーはまだ加盟しておらず、TIA ではこれらの国のコミットメントを求めている。

また、WTO の政府調達協定 (Government Procurement Agreement) に署名することをオーストラリア、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルー、ベトナムに求

⁵⁹ Results of 2003 “Section 1377” Review of Telecommunications Trade Agreements

⁶⁰ TIA, “TIA Comments on the U.S.-Central American Free Trade Agreement: Potential Economywide and Selected Sectoral Effects (Investigation No.TA-2104-13)”

⁶¹ TIA, プレスリリース、2010 年 1 月 26 日参照。USTR に対する書簡は次のウェブサイト参照：
http://www.tiaonline.org/gov_affairs/fcc_filings/documents/p%20telecommunications%20industry_asociation_tpp_%20filing_1_25_10.pdf

めている。

その他、独立の電気通信規制当局が置かれていないベトナムに対しては、そのような規制当局を設けることを提案している。ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルーとベトナムに関しては、APECの枠組みによる相互認証取り決めに米国と締結することを推進するとの立場を表明している。

③大学教育サービス

(a) 大学教育サービスに係わる団体等

■アメリカ教育審議会（American Council on Education：ACE）

ACEは、認可され、学位を与えることができる全ての大学及び高等教育関連組織を代表する唯一の高等教育組織。構成メンバーは約1800（2007年時点）。設立は1918年。目的は、高等教育関連問題に関して意見を集約し、アドボカシーや研究、プログラムの発案を通じて公共政策に影響力を行使することである⁶²。

■産業界諮問委員会（Industry Sector Advisory Committee：ISACs）

本報告書32ページでも見たとおり、米国では、商務省国際貿易管理局（International Trade Administration；ITA）が所管する産業界諮問プログラム（Industry Consultation Program）において、16のセクター別の諮問委員会（ISACs）が組織されており、そのうちサービスに関連して、サービス及び金融サービス諮問委員会（ITAC 10）および流通サービス諮問委員会（ITAC 5）が議会の指示により設けられている⁶³。

(b) 主要 FTA 及び WTO 等に関する発言等

(i) WTO・GATS に関する発言等：ドーハ開発ラウンド

■米通商代表

適切に規制されるなら、民間高等教育サービス貿易の増加は、経済・社会・文化・政治的恩恵をもたらす。民間教育貿易は、グローバル基準での選択肢の幅を広げ、knowledge-driven な経済の競技場を平等にすることを通じて、公立大学制度を補完する⁶⁴。

■WTO 教育サービス：高等教育、成人教育、訓練に関する米国声明書

1. 声明書の目的：国境を越えた高等教育サービスの提供や施設の建設・運営を妨げる貿易障壁を撤廃・低減して、サービス提供者に有利な環境を創出することを助

⁶² ACE website(http://www.acenet.edu/AM/Template.cfm?Section=About_ACE)及び、USITC 報告書(<http://www.usitc.gov/publications/docs/pubs/2104F/pub3949.pdf>), p.(7)-11 を参照。

⁶³ 米国商務省 Industry' Consultation Programs, Industry Trade Advisory Committees for Services (<http://ita.doc.gov/td/sif/ISAC.htm>)

⁶⁴ Office of the United States Trade Representative, Services Liberalization Promotes Development: United States Joins Effort to Jumpstart Services Negotiations in Doha Round, Mar. 2006

http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/factsheets/2007/asset_upload_file846_10548.pdf

ける⁶⁵。

2. 高等教育に関する義務を定めていない WTO 加盟国に貿易障壁に関する義務を定め、市場アクセスに制限を設けないこと及び内国民待遇を要求⁶⁶。

3. 貿易障壁の例：外国機関による高等教育サービス提供の禁止、外国機関に領域内で施設を設立する許可を受ける機会を与えない、外国機関に学位を交付する資格を付与する機会を与えない⁶⁷。

■ GATS についての米国際通商委員会（ITC）の見解

公教育に対する政府の権限行使は GATS の範囲外であるため、国境を越える教育サービスの提供に関してほとんどの政府が義務を策定及び自由化を行っていない。また、高等教育機関に所有要件等の制限が課せられており、外国機関が教育サービスを提供する際の障害となっている⁶⁸。

■ GATS についての ACE の発表

GATS の文言が曖昧であるため、アメリカの公立高等教育機関と私立高等教育機関が平等に扱われるかわからない。GATS の解釈によっては、公立教育機関が GATS 規定から免除されるにもかかわらず、私立教育機関は GATS 規定に縛られてしまう。

一方、貿易障壁が撤廃されれば、アメリカのサービス提供者が外国市場へアクセスすることが容易になる⁶⁹。

■ 米国際通商委員会による東欧、EFTA、トルコの GATS 履行状況の検証

a. 教育サービス貿易制限の手段：国際支払・資本移動の制限、国籍要件、専門性認証・免許交付・認可に関する差別的基準⁷⁰

b. 産業界の意見

i. 産業界は GATS 及び国際的な教育サービス取引を貿易問題として扱う米政府のやり方に総じて賛成⁷¹。

⁶⁵ WTO. CTS-SS., Communication from the United States: Higher (Tertiary) Education, Adult Education and Training (S/CSS/W/23), 18 Dec 2000, p.1-2

http://www.jmcti.org/2000round/build-in-agenda/service/S_CSS_W_023.pdf

⁶⁶ Ibid., p.3.

⁶⁷ Ibid., pp.3-4.

⁶⁸ ITC, Recent Trends in US Services Trade 2009 Annual Report, July 2009, p.(4)-2

<http://www.usitc.gov/publications/332/pub4084.pdf>

⁶⁹ ACE website

http://www.acenet.edu/Content/NavigationMenu/ProgramsServices/cii/global/policy/Intl_GAT_S_overview.htm#six

⁷⁰ US International Trade Commission, General Agreement on Trade in Services: Examination of the Schedules of Commitments Submitted by Eastern Europe, the European Free Trade Association, and Turkey, Sep. 1998 (<http://www.usitc.gov/publications/332/pub3127.pdf>), p.(4)-4

⁷¹ Ibid., p.(4)-16.

ii.当該地域において米大学機関が系列大学を設立する上で直面する問題は、教育サービスに関する制限ではなく、制度的脆弱性によるもの。例えば、ブルガリアでは、非営利団体に関する規制が確立されておらず、教育機関の法的地位が明確でない⁷²。

iii.トルコのように教育を政府が行う責務であると認識する国においては、教育制度の変化が起こりにくい⁷³。

c.アイスランドとルーマニアは教育サービスに関する義務を作成せず。これらの国において系列学校を設立しようとするアメリカ教育機関がどのような障壁に直面するかは不透明⁷⁴。

■ アフリカ諸国の GATS 履行状況に関する評価

a.米国通商委員会

ガーナを除き、教育サービスに関して義務を定めていないため、外国機関による教育サービスの提供に制限はかけられていないが、将来的に制限が課せられる可能性がある。GATS の義務を定めない要因としては、当該国の資源が限られていること、インフラが不十分であること、ジュネーブに継続して滞在することができないこと、自由化の恩恵を認識していないことが挙げられる⁷⁵。

b.産業界

ビザの取得及びインフラの未整備による輸送等の困難を除けば、アメリカのサービス提供者はアフリカでプログラムを実施するうえで障害はない⁷⁶。

(ii) 米中 FTA に関して

■ ISAC の見解

教育サービス業界は、人事の資格要件や過半数所有に関する制限があることに懸念。また、業界は専門家や管理職スタッフの一時加入を容易にする規定が含まれていないことにも不満を抱いている⁷⁷。

⁷² Ibid., pp.(4)-16-(4)-17.

⁷³ Ibid., p.(4)-17

⁷⁴ Ibid., p.(4)-17

⁷⁵ U.S. International Trade Commission, General Agreement on Trade in Services: Examination of the Schedules of Commitments Submitted by African Trading Partners (Publication 3243), Oct. 1999, p.(4)-4.

⁷⁶ Ibid., p.(4)-5.

⁷⁷ Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters(ISAC13), The U.S.-Central America Free Trade Agreement(CAFTA), Mar. 17, 2004
http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Regional/CAFTA/CAFTA_Reports/asset_upload_file66_5959.pdf

(iii) 米チリ FTA に関して

■ ISAC の見解

教育サービス業界は FTA を歓迎しているが、特に学士課程と大学スタッフに関する規定に懸念。チリは教育セクターに留保を付しており、認可前段階の教授の一時的移動さえも制限している⁷⁸。

またチリは、専門学校及び大学の教育プログラムに関しても留保を付しており、医者や技術者の訓練プログラムにも制限がかかる可能性がある⁷⁹。

(iv) 米ドミニカ共和国 FTA

■ ISAC の見解

教育サービス業界は、特に高等教育に関して、高等教育科学技術省に経済的ニーズの審査を受けなければならないこと、スタッフがドミニカ共和国ないに居住してなければならないこと、教育専門家の一時加入に関する規定が存在しないことに懸念を表明⁸⁰。

(v) 米シンガポール FTA

■ ISAC の見解

教育サービス業界は、シンガポールは学位を交付できる権限をシンガポールの国立大学に限定していることに懸念を表明。いくつかの米国ロースクールを認可したことや専門職ビザ取得のため両国が互いの教育証明書を承認したことは評価できるが、シンガポールの自由化は不完全である⁸¹。

⁷⁸ Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters(ISAC13), The U.S.-Chile Free Trade Agreement(FTA), Feb. 28, 2003, p.9.

http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Chile_FTA/Reports/asset_upload_file605_4951.pdf.

⁷⁹ Ibid., pp.13-14.

⁸⁰ Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters(ISAC13), The U.S.-Dominican Republic Free Trade Agreement, Apr. 22, 2004, p.11.

http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Regional/CAFTA/DR_Reports/asset_upload_file418_3346.pdf

⁸¹ Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters(ISAC13), The U.S.-Singapore Free Trade Agreement(FTA), Feb. 28, 2003, pp.8-9.

http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Singapore_FTA/Reports/asset_upload_file184_3249.pdf

(vi) 米オマーン FTA

■ISAC の見解

教育サービス業界は、オマーンは高等教育インフラが整備されていないにも関わらず、第三次教育提供に関して 80%の「所有」制限が課されており、それが国民の教育へのアクセスを損ねていると評価している⁸²。

(vii) 米韓 FTA

■ACE の見解

米韓 FTA の文言が公立教育機関を私立教育機関に比較して優遇しうることを ACE メンバーは懸念している。なぜならば、公立機関は委譲された政府権限を行使することが可能であるためである。公立機関に私立機関を規制する権限を与えている一方、公立機関は自己による自主規制に服するのみであり、これでは公立高等教育機関と私立高等教育機関の平等待遇が確保されない。この件に関して米通商代表の説明があるまでは、アメリカは米韓 FTA 及び GATS で高等教育サービスに関してさらなる義務の履行をすべきではない⁸³。

(viii) 米国台湾 FTA

■ITC の見解

2000 年現在、外国機関は台湾で高等教育機関を設立していない。台湾では全ての学校が非営利組織として活動しなければならないため、経済的インセンティブが働かない⁸⁴。

⁸² Industry Sector Advisory Committee on Services for Trade Policy Matters(ISAC10), The U.S.-Oman Free Trade Agreement, Nov. 15, 2005, p.7
http://ustraderep.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Oman_FTA/Reports/asset_upload_file346_8397.pdf

⁸³ United States International Trade Commission, US-Korea Free Trade Agreement: Potential Economy-wide and Selected Sectoral Effects, Sep. 2007, p.(7)-11.
<http://www.usitc.gov/publications/docs/pubs/2104F/pub3949.pdf>

⁸⁴ ITC, *US-Taiwan FTA; Likely Economic Impact of a Free Trade Agreement Between the United States and Taiwan*, Oct. 2002, p.(5)-31.
<http://www.usitc.gov/publications/docs/pubs/332/pub3548.pdf>

④特許制度

米国には、特許制度を含む知的財産権に係わる団体が複数ある。しかしながら、FTA等を巡る発言は、著作権および商標（例えば米チリFTA⁸⁵）が中心となっており、特許に係わる発言は見られない。

■米国知的財産権法協会（American Intellectual Property Law Association：AOPL）

AIPLAは1897年に設立された弁護士、政府関係者および学界関係者のための団体であり、特許、商標、著作権、営業秘密ならびに反競争法に直接、間接に係わる問題を取り上げて活動している。⁸⁶

■全米特許実務家協会（National Association of Patent Practitioners：NAPP）

NAPPは1996年に設立された非営利団体であり、会員に対して情報提供を行うとともに、委員会を設けて意見書の公表等を行っている⁸⁷。

■特許法事務所協会（Association of Patent Law Firms：APLF）

APLFは米国ワシントンDCに拠点を置く特許法事務所の国際的な団体であり、特許法等を扱う弁護士事務所ならびに個人を会員として擁している。会員内の情報交換等を中心に行っている⁸⁸。

米国は知的財産権分野においてもFTAを積極的に活用している⁸⁹。具体的には、WTOのTRIPSよりも高い水準の保護、いわゆる「TRIPSプラス」の規定を多くのFTAにおいて盛り込んでいることである。

特に、知的財産権の保護にあたってとりわけ重要となるのが、エンフォースメントに係る比較であることから、ここでは、米豪FTA、米モロッコFTAの2つのFTAの知的財産権に係る規定内容を取り上げ、TRIPSと比較するとともに相違点を明らかにする。

(a) 一般的義務権利について

米豪FTAでは民事上、行政上及び刑法上の制度及び統計情報における知的財産

⁸⁵ Rafael Pastor, Albagli Zaliasnik The Impact of the US-Chile Free Trade Agreement on the Rights of Foreign Trademark Owners in Chile: Regulatory Changes and Practical Perspectives
http://www.aipla.org/Content/ContentGroups/Speaker_Papers/Annual_Meeting_Speaker_Papers/200717/Pastor-paper.pdf

⁸⁶ <http://www.aipla.org/>

⁸⁷ <https://www.napp.org/index.asp>

⁸⁸ <http://www.aplf.org/>

⁸⁹ 大町真義『米国のFTA知的財産権戦略とわが国への示唆』日本機械輸出組合（2007）

権行使に関する努力についても国民に知らせるとする。

米豪 FTA では、権利保持者は通常的方式で名称が示されているものと定めるが、米モロッコでは、著者、製作者、実演者、発行者としての名称が示されている必要がある。

米豪 FTA・米モロッコ FTA とも著作物、実演、レコードにも反証がない限り著作権が存在すると規定している。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>知的財産権執行の司法的決定及び行政決定は書面であつ理由を示すものとし、政府及び権利者が知ることができるような方法により公にする。(17.11.2)</p> <p>民事上、行政上及び刑法上制度さらに統計情報において知的財産権行使の努力を国民に知らせるものとする。(17.11.3)</p> <p>著作権に係る民事、刑事上、また場合によっては行政上の手続きにおいて、反証がない限り通常的方式で名称が示されている者が、著作物、実演、レコードの権利者とする。また、反証がない限り、著作権がそれらに存在するとの推定があるものとする。(17.11.4)</p>	<p>知的財産権執行の司法的決定及び行政決定は書面であつ理由を示すものとし、政府および権利者が知ることができるような方法により公にする。(15.11.1)</p> <p>著作権に係る民事、刑事上、また場合によっては行政上の手続きにおいて、反証がない限り、著者、製作者、実演者、もしくは著作物、レコード、実演の発行者として氏名が通常的方式で名称が示されているものが、権利保持者とする。著作物、実演、レコードの権利者とする。また、反証がない限り、著作権がそれらに存在するとの推定があるものとする。(15.11.4)</p>	<p>協定が対象とする事項に関し、加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により公にする。(63.1)</p> <p>知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置がとられることを可能にするため、当該行使手続きを国内法において確保する。正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ乱用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。(41.1)</p> <p>決定は出来る限り、書面によって行い、かつ理由を示す。(41.3)</p>

(b) 民事上及び行政上の手続き及び救済措置

米豪 FTA・米モロッコ FTA では権利者について排他的ライセンスを含めてい

る。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>締約国は知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続きを権利者に提供する。(17.11.5)</p> <p>(注) (権利者には排他的ライセンス、権利を主張する法的地位を有する連合や団体を含む。)</p>	<p>締約国は知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続きを権利者に提供する。(15.11.5)</p> <p>(注) (権利者には排他的ライセンス、権利を主張する法的地位を有する連合や団体を含む。)</p>	<p>加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続きを権利者に提供する。(42)</p> <p>(注) (権利者には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む)</p>

(c) 民事上の司法手続きにおける賠償

米豪 FTA では、司法当局は商品又はサービスに関して権利保持者が報告する小売価格も含めた価値について検討するものとする。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>司法当局は権利侵害者に対して、(i) 権利侵害により生じた損害を相殺する十分な賠償 (ii) 少なくとも著作権侵害又は不正商標の場合には、侵害者が侵害により得た利益を支払うように命ずる権限を持つものとする (17.11.6(a))</p> <p>知的財産の権利侵害を決定する際、司法当局は商品又はサービスに関して権利保持者が報告する小売価格も含めた価値について検討するものとする。(17.11.6.(b))</p>	<p>司法当局は権利侵害者に対して、(i) 権利侵害により生じた損害を相殺する十分な賠償 (ii) 少なくとも著作権侵害又は商標偽造の場合には、侵害者が侵害により得た利益を支払うように命ずる権限を持つものとする (15.11.6(a))</p> <p>司法当局は権利侵害者に対して、(i) 権利侵害により生じた損害を相殺する十分な賠償 (ii) 少なくとも著作権侵害又は商標偽造の場合、侵害者が侵害により得た利益を支払うように命ずる権限がある(15.11.6(a))</p>	<p>司法当局は侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることが出来る合理的理由を有していた侵害者に対し、賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。侵害者に対し、費用(適当な弁護人の費用を含む)を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。適当な場合には、侵害者が侵害活動を知っていたかまたは知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払いを命ずる権限を司法当局に与えることができる。(45)</p>

(d) レコードや実演の場合の損害賠償

TRIPS では損害賠償を命ずる権限を付与したに過ぎないが、米豪 FTA・米モロッコ FTA とともに著作権や不正商標の場合に損害賠償を義務化している。

米モロッコ FTA では特許権侵害における損害賠償の金額について、損害の 3 倍まで司法当局が増加させる権限がある。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
各締約国は、著作物、レコードや著作権で保護された実演、さらに不正商標の場合、法定損害賠償を設けるものとする。法定損害賠償は将来の侵害を抑制し、侵害により生じた損害を相殺するに足る十分な額とする (17.11.7(a)) 著作権と不正商標に関して、締約国は著作権侵害に関する民事上の司法手続きにおいて付加的な賠償を主張することができる。 (17.11.7(b))	著作物、レコードや著作権で保護された実演、さらに不正商標の場合に、法定損害賠償を設けるものとする。法定損害賠償は将来の侵害を抑制し、侵害により生じた損害を相殺するに足る十分な額とする。例外を除き、特許権侵害に関して司法当局に、損害の 3 倍まで賠償金を増額させる権限を提供するものとする。 (15.11.7)	加盟国は侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知り得る合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定損害賠償の支払いを命ずる権限を司法当局に与えることができる。 (45.2)

(e) 民事上の司法手続きにおける弁護士費用

米豪 FTA・米モロッコ FTA、TRIPS とともに異なる規定振りとなっている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
著作権侵害及び不正商標に関して、裁判費用や弁護士費用に関する費用支払いを命ずる権限を提供するものとする。また例外的に特許権侵害に関しても弁護士費用支払いを敗訴側に命ずる権限も提供するものとする。 (17.11.8)	司法当局に著作権侵害及び不正商標に関して、裁判費用や弁護士費用に関する費用支払いを命ずる権限を提供するものとする。また例外的に特許権侵害に関しても弁護士費用支払いを敗訴側に命ずる権限も提供するものとする。 (15.11.8)	侵害者に対し、費用 (適当な弁護人の費用を含む) を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。 (45)

(f) 著作権侵害及び不正商品の場合の差押えの権限

米豪 FTA・米モロッコ FTA では著作権侵害・商標偽造に関して、侵害が疑われる物及びその関係物品も差押えの対象とすることを明記している。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
著作権侵害及び不正商標商品の場合、司法当局に侵害物品と疑われる物品や関連する材料及び道具を差し押さえる権限を提供するものとする。また商標権侵害の場合は、侵害に係る証拠書類も含む。(17.11.9)	著作権侵害及び不正商標商品の場合、司法当局に侵害物品と疑われる物品や関連する材料及び道具を差し押さえる権限を提供するものとする。また商標権侵害の場合は、侵害に係る証拠書類も含む。(15.11.9)	司法当局は、適当な場合には、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。(50.2)

(g) 侵害物品の廃棄

米豪 FTA・米モロッコ FTA では著作権侵害物品・不正商標商品の原則廃棄を明記し、材料、道具の原則廃棄に関する司法当局の権限が明示された。

材料、道具に関して、TRIPS にあった「主として」という限定が米豪・米モロッコの規定では除かれた。

単なる商標除去に関しては TRIPS には「例外的な場合を除いて」との例外規定があるが、米豪 FTA・米モロッコ FTA では削除された。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
民事上の司法手続きにおいて、権利保持者の要請により、例外的場合を除いて、著作権及び商標を侵害していると認められた物品は廃棄される。(17.11.10(a)) 司法当局は、侵害物品の生産のために使用される材料及び道具を、いかなる補償もなく、廃棄もしくは例外的な場合には、侵害の危険を最小化するため、いかなる補償も無く流通経路から排除する権限を有する。(17.11.10(b)) 商標偽造に関しては、不当に使用されていた商標の除去のみでは、その物品の流通経路における頒布は許されない。(17.11.10(c))	民事上の司法手続きにおいて、権利保持者の要請により、例外的場合を除いて、著作権及び商標を侵害していると認められた物品は廃棄される。(15.11.10(a)) 司法当局は、侵害物品の生産のために使用される材料及び道具を、いかなる補償もなく、廃棄又は例外的な場合には、侵害の危険を最小化するため、いかなる補償も無く流通経路から排除する権限を有する。(15.11.10(b)) 商標偽造に関しては、不当に使用されていた商標除去のみでは、その物品の流通経路における頒布は許されない。(15.11.10(c))	司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し、又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除いて、商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない(46)

(h) 侵害者への情報提供の命令及びその情報を権利保持者に提供すること

米豪 FTA・米モロッコ FTA では侵害のいかなる側面における関係者及び侵害物品の生産・販売手段に関する情報提供を侵害者に命ずる権限を司法当局に与えることを規定している。

米 FTA・モロッコ FTA では侵害物品及びサービスの生産及び流通に関わる第三者の身元情報提供を命ずる権限をも司法当局に付与された。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
司法当局に侵害のいかなる側面における関係者及び侵害物品の生産・販売手段に関する情報提供を侵害者に命ずる権限を与え、その情報を権利保持者の代表者に提供するものとする。(17.11.11)	司法当局に侵害物品及びサービスの生産及び流通に関わる第三者の身元情報も含め、侵害のいかなる側面における関係者及び侵害物品の製造・販売手段に関する情報提供を侵害者に命ずる権限を与え、その情報を権利保持者の代表者に提供するものとする。(15.11.11)	加盟国は司法当局が侵害の重大さとの均衡を失しない限度で侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる(47)

(i) 訴訟における司法当局の権限及び機密情報保護に関して

訴訟における機密情報保護に関して、違反者に制裁を命ずる権限を司法当局は持つ。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
司法当局は、当局の命令を守らなかった訴訟当事者に対して賠償金及び拘留を命ずる権限を有する。(17.11.12(a)) 司法当局は、訴訟当事者、協議会、専門家に対して、訴訟手続き中に生じた情報や交換された機密情報の保護の違反について制裁を命ずることができる。(17.11.12(b))	司法当局は、当局の命令を守らなかった訴訟当事者に対して賠償金及び拘留を命ずる権限を有する。(15.11.12(a)) 司法当局は、訴訟当事者、協議会、専門家に対して、訴訟手続き中に生じた情報や交換された機密情報の保護の違反について制裁を命ずることができる。(15.11.12(b))	規定なし

(j) 行政上の手続き

米モロッコ FTA には TRIPS と同様の内容の規定があるが米豪 FTA にはない。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
規定なし。	行政上の手続きの結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、その手続きはこの章に定める原則と実質的に同等の原則に従う。(15.11.13)	行政上の手続きの結果として民事上の救済措置が命ぜられる場合には、その手続きはこの節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。(49)

(k) 司法当局の権限

米豪 FTA では非営利の図書館、公文書館、教育機関もしくは公共の非営利放送局による侵害が善意の侵害であることが証明できれば損害賠償が適用されないことがあるとされているが、米モロッコ FTA では規定はない。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
17.4.7 及び 17.4.8 において規定される民事上の司法手続きにおいて、司法当局は以下の権限を有する。(i) 物品の差し押さえを含む暫定措置 (ii) 著作権侵害の損害賠償 (iii) 裁判所費用及び妥当な弁護士費用 (iv) 道具及び物品の廃棄 (17.11.13(a)) 非営利の図書館、公文書館、教育機関もしくは公共の非営利放送局に関しては、それらの団体が当該行動が侵害を構成することに関して善意であったことを証明すれば損害賠償は適用されない場合がある。(17.11.13(b))	15.5.8 及び 15.5.9 において規定される民事上の司法手続きにおいて、司法当局は以下の権限を有する。(i) 物品の差し押さえを含む暫定措置 (ii) 著作権侵害の損害賠償 (iii) 裁判所費用及び妥当な弁護士費用 (iv) 道具及び物品の廃棄 (15.11.14(a)) 司法当局は、輸入物品の管轄内への流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命ずる権限を有する。(15.11.15)	規定なし。

(l) 司法当局による民事上の手続き

米豪 FTA では、知的財産侵害が疑われる商品輸出に関して民事上の司法手続きを命ずることができるとする。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
司法当局は、知的財産権侵害が疑われる商品の輸出について民事上の司法手続きを関係者に要求することができる。(17.11.14)	規定なし	規定なし

(m) 民事上の手続きにおける専門家の費用に関して

米豪 FTA・米モロッコ FTA では民事上の手続きにおいて任命される費用の負担が、手続きの利用を妨げるものであってはならないと規定している。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
司法当局又は他の当局が知的財産権の執行に関する民事上の手続きにおいて技術的専門家を任命し、その費用を訴訟当事者に負わせる場合、その費用は合理的で仕事の量及び質に適合したものであり、訴訟や手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。 (17.11.15)	司法当局又は他の当局が知的財産権の執行に関する民事上の手続きにおいて技術的専門家を任命し、その費用を訴訟当事者に負わせる場合、その費用は仕事の量及び質に密接に関係するものであり、訴訟や手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。 (15.11.16)	規定なし

(n) 救済への要請への対処

TRIPS では暫定措置の目的は、知的所有権侵害発生の防止、特に管轄内の流通経路への流入防止、及び申立てられた侵害に関連する証拠を保全することであるが、米豪 FTA・米モロッコ FTA では特に規定はない。

また、米豪 FTA・米モロッコ FTA では、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく早急に対処すると定める。

暫定措置実施までの期間は、TRIPS で国内法によって定めることができるとされているが、米豪では「早急に」としか定められていないが、米モロッコ FTA では「10 日以内」とされている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
締約国の当局救済の要請があった場合には他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく司法上の規則にしたがって早急に対処するものとする。(17.11.16)	締約国の当局は救済の要請があった場合には他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく早急に対処するものとし、例外的状況を除き、一般に 10 日以内に申立を執行する。(15.11.17)	司法当局は、適当な場合、特に遅延により権利者に回復できない損害が生ずる恐れがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限をもつ。 暫定措置は、決定に至る手続きが、合理的な機関（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定が無い時は、二十執務日又は三十一日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立に基づいて、取消され、又は効力を失う。(50.6)

(o) 暫定措置における証拠提供及び濫用防止のための保証

米豪 FTA・米モロッコ FTA では手続きの使用を不当に防止しないように担保が妥当なものであるべきことを定める。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
司法当局は、申立人の権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを確認するため、申立人に対して合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限を持つ。又、被申立人を保護し及び濫用を防止し、申立人に十分な担保又は同等の保証を提供することを命令する権限をもつが、担保や保証は手続きの利用を不当に妨げるものではあってはならない。(17.11.17)	司法当局は、申立人の権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを確認するため、申立人に対して合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限を持つ。また、被申立人を保護し及び濫用を防止し、申立人に十分な担保又は同等の保証を提供することを命令する権限をもつが、担保や保証は手続きの利用を不当に妨げるものではあってはならない。(15.11.18)	司法当局は、申立人が権利者であり、かつその権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを確認するため申立人に対して合理的に入手可能な証拠を提供するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限をもつ。(50.3)

(p) 暫定措置手続きにおける反証を許す推定

米豪 FTA・米モロッコ FTA では特許が有効であるとの反証を許す推定をだすものと定める。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
特許権行使の暫定措置手続きでは、各締約国は特許が有効であるとの反証を許す推定を出すものとする。(17.11.18)	特許権行使の暫定措置手続きでは、各締約国は特許が有効であるとの反証を許す推定を出すものとする。(15.11.19)	規定なし

(q) 物品の開放の停止について

米豪 FTA・米モロッコ FTA では侵害の事実だけでなく、不正商標商品と疑われる物品、混同を招く類似商標商品について規定している。

TRIPS では、容易に識別できる十分詳細な記述の提出を権利者に求めるが、米豪・米モロッコでは権利者の知識の範囲内で合理的に期待され、税関当局が合理的に識別できるような十分な情報でよいとされる。また、当該十分な情報の提供は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならないとする。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>不正商標商品と疑われる物品、混同を招く類似商標商品または著作権侵害物品の自由な流通への解放を停止するよう手続きを行った権利者は、侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、税関当局が合理的に識別できるよう物品に関する権利者の知識の範囲内で合理的に期待される十分な情報を提出する。</p> <p>十分な情報の提供の必要は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。</p> <p>各締約国は税関当局による物品の解放の停止の適用について、適用から一年以上の期間、もしくはその物品が著作権により保護され、又は当該商法が登録されている期間のどちらか短い期間有効とする。</p> <p>(17.11.19)</p>	<p>不正商標商品と疑われる物品、混同を招く類似商標商品または著作権侵害物品の自由な流通への解放を停止するよう手続きを行った権利者は、侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、税関当局が合理的に識別できるよう物品に関する権利者の知識の範囲内で合理的に期待される十分な情報を提出する。</p> <p>十分な情報の提供の必要は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。</p> <p>各締約国は税関当局による物品の解放の停止の適用について、適用から一年以上の期間、もしくはその物品が著作権により保護され、又は当該商法が登録されている期間のどちらか短い期間有効とする。</p> <p>(15.11.20)</p>	<p>輸入国の法令上、権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別できるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。(52)</p>

(r) 担保又は同等の保証

TRIPS では十分な担保または同等の保証と規定されているが、米豪 FTA・米モロッコ FTA では、合理的な担保又は同等の保証と規定。

米豪 FTA・米モロッコ FTA では侵害物品でない場合の保証を行うという文書を申立人に要求できると定めている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>関係当局は、不正商標商品と疑われる物品、または著作権侵害物品の開放停止の手続きの申立を行った権利者に対して、被申立人及び権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を持つ。これらの担保及び同等の保証は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。</p> <p>当該物品が侵害物品ではない場合、輸入者及び所有者に対して解放の停止による損失又は損害に補償を行うという文書を、関係当局は申立人に要求することができる。(17.11.20)</p>	<p>関係当局は、不正商標商品と疑われる物品、混同を招く類似商標商品または著作権侵害物品と疑われる物品の開放停止の手続きの申立を行った権利者に対して、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために、合理的な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を持つ。これらの担保及び同等の保証は手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。</p> <p>当該物品が侵害物品ではない場合、輸入者及び所有者に対して解放の停止による損失又は損害に補償を行うという文書を、関係当局は申立人に要求することができる。(15.11.21)</p>	<p>権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限をもつ。担保又は同等の保証は、手続きの利用を不当に妨げるものであってはならない。(53)</p> <p>関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限をもつ。(56)</p>

(s) 情報に関する権利

米豪 FTA、米モロッコ FTA では関係当局が荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所ならびに当該物品の数量を通報する権限を与えることが義務化されている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>関係当局が当該物品を不正商品もしくは侵害物品との認定をした場合、関係当局は権利保持者に荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所及び当該物品の数量を通報する権限を持つものとする。(17.11.21)</p>	<p>関係当局が当該物品を不正商品もしくは侵害物品との認定をした場合、関係当局は権利保持者に荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所及び当該物品の数量を通報する権限を持つものとする。(15.11.22)</p>	<p>加盟国は権限のある当局は税関当局により留置された物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。(57)</p>

(t) 国境における措置

TRIPS では、職権による措置を設けた場合における規定があるのみであるが、米豪 FTA・米モロッコ FTA では、職権による国境における措置をとる権限付与が義務化されている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
正式の申立がなくとも、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入に関して職権で国境における措置をとる権限を税関当局に与えるものとする (17.11.22)	正式の申立がなくとも、不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入に関して職権で国境における措置をとる権限を税関当局に与えるものとする (15.11.23)	権限のある当局が、知的所有権が侵害されていることをうかがわせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合、(a) 当局は権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。(b) 輸入者及び権利者は速やかに停止を受ける(c) 措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する(58)。

(t) 不正商品、侵害物品と認定された場合の廃棄に関して

米豪 FTA・米モロッコ FTA では、例外を除き不正もしくは侵害物品と認定された物品は原則廃棄とする。

TRIPS では不正商標商品について、再輸出を禁止しているが、米豪 FTA・米モロッコ FTA とともに著作権侵害物品についても再輸出を禁止している。

米豪 FTA・米モロッコ FTA とともに不正商標商品については、商標の除去のみでは流通経路への開放を認めないと規定する。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
解放が停止された物品で、不正もしくは侵害物品と認定された物品は例外を除き、廃棄されるものとする。不正商標商品については、商標の除去だけでは流通経路への解放を認めるには足りない。関係当局は押収された不正商標商品や著作権侵害物品の輸出を認める権限はなく、例外を除き税関の管理下においても流通を認めるものではない。(17.11.23)	解放が停止された物品で、不正もしくは侵害物品と認定された物品は例外を除き、廃棄されるものとする。不正商標商品については、商標の除去だけでは流通経路への解放を認めるには足りない。関係当局は押収された不正商標商品や著作権侵害物品の輸出を認める権限はなく、例外を除き他の税関手続きに委ねる権限は無い。(15.11.24)	権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 46 条に規定する原則に従って、侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し、または異なる税関手続きに委ねてはならない。(59)

(u) 国境における措置の申立費用と保管費用

申立費用及び保管費用に関して、手続きを利用するに当たって妥当な額であることを規定している。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
国境における措置で、申立費用及び商品の保管費用は当該手続きの利用を不当に妨げないように算定されるものとする。 (17.11.24)	国境における措置で、申立費用及び商品の保管費用は当該手続きの利用を不当に妨げないように算定されるものとする。 (15.11.25)	知的所有権の行使に関する手続きは、公正かつ公平なものとする。この手続きは、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

(v) 国境での措置の二国間及び地域的協力

米モロッコ FTA では国境での執行に関する規定はない。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
双方は国境での執行に関し技術的助言を与えるものとし、二国間及び地域的協力を行うものとする (17.11.25)	規定なし	第 7 部において、加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易の排除のため相互に協力することを合意。加盟国は、特に不正商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局で情報の交換及び協力を促進する。(69)

(w) 故意による商業的規模の著作権侵害の定義

米豪 FTA・米モロッコ FTA では商業的規模の著作物の違法な侵害について定義。また商業的規模の定義については、金銭上の利益を直接に目的としない又は間接に目的とする場合も著しい故意がある場合は含まれるとする。

米モロッコでは、著作物の違法な複製に加えて、関係する権利侵害についても刑事上の手続き及び刑事罰を定めるとし、さらに故意による侵害の類型を「私的な」金銭上の利益を目的とした場合と定義している (15.11.26(a)(i))。

また米豪 FTA、モロッコ FTA 双方とも故意の輸出入に関して国内での不正商標商品や著作権侵害物品と同様程度の刑罰を科すと定める。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続き及び刑事罰を定める。</p> <p>故意による商業的規模の著作物の違法な複製を (i) 金銭上の利益を直接に目的としない又は間接に目的とする著しい故意による著作権侵害(ii)商業的利益もしくは金銭上の利益を目的とした故意による侵害と定義する。(17.11.26(a))</p> <p>締約国は故意による商業規模の商標の不正使用及び著作権侵害について、国内と同様の程度の刑罰を科す。(17.11.26(b))</p>	<p>少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製、また関係する権利侵害について刑事上の手続き及び刑事罰を定める。</p> <p>故意による商業的規模の著作物の違法な複製又は関係する権利侵害を (i) 金銭上の利益を直接に目的としない又は間接に目的とする著しい故意による著作権又は関係する権利の権利侵害(ii)商業的利益もしくは私的な金銭上の利益を目的とした故意による侵害と定義する。</p> <p>締約国はこれらの不正商品及び侵害物品の輸出入について、国内での売買及び流通と同様の程度の刑罰を科す。(15.11.26(a))</p>	<p>少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続き及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。又差し押え、没収及び廃棄を含む。(61)</p>

(x) 故意による商業的規模の商標の不正使用に関する罰則

米豪 FTA、米モロッコ FTA では金銭的なインセンティブを失わせるのに十分な抑止的な拘禁刑または罰金とする。

米豪では罰金刑を科すことを「司法当局に推奨する」としているところ、米モロッコ FTA では「司法当局に求める政策やガイドラインを制定する」としている。

疑義品及びその材料や道具に加えて、米豪 FTA・米モロッコ FTA では財産の没収権限付与、侵害物品の生産に使用された材料及び道具の没収及び廃棄を義務化した。

著作権侵害物品については、材料・道具に関して TRIPS の「主として」の特定を除き、原則没収・廃棄を定めた。

又関係当局に対して職権による刑事罰の開始を認めている。

米豪では、差押え物品の没収・廃棄について補償は発生しないと規定する。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>(a)金銭的なインセンティブを失わせるのに十分な抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。将来の侵害を予防するに十分な程度の罰金刑を科すことを司法当局に推奨する。(b)司法当局に不正商標商品又は著作権侵害物品との疑いがある物品並びに当該行為のために使用される材料及び道具、侵害行為をたどることの出来る財産、侵害に係る書類を差押える権限をもつ。(注)差し押えの物品は個別に認定される必要はなく命令により特定される一般的なカテゴリーに該当すればよい。</p> <p>(c)司法当局は、不正行為をたどることのできる財産を没収する権限を持つ。また、不正商標又は著作権侵害物品に関して例外を除き没収及び廃棄の権限をもつ。没収及び廃棄に補償は発生しない (d)関係当局は、個人もしくは権利者の正式な申立がなくとも、これらの侵害に対して職権により刑事上の手続きを開始することができる (17.11.27)</p>	<p>(i) 金銭的なインセンティブを失わせるのに十分な抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。将来の侵害を予防するに十分な程度の罰金刑を司法当局に求める政策やガイドラインを制定する。</p> <p>(ii)司法当局に不正商標商品又は著作権侵害物品との疑いがある物品並びに当該行為のために使用される材料及び道具、侵害行為をたどることの出来る財産、侵害に係る書類を差押える権限をもつ。差し押えの物品は個別に認定される必要はなく、命令により特定される一般的なカテゴリーに該当すればよい。</p> <p>(iii) 司法当局は不正行為をたどることのできる財産を没収する権限を持つ。また、不正商標又は著作権侵害物品に関して例外を除き没収及び廃棄の権限をもつ。</p> <p>(iv) (d)関係当局は、個人もしくは権利者の正式な申立がなくとも、これらの侵害に対して職権により刑事上の手続きを開始することができる(15.11.26(b))</p>	<p>制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。</p> <p>適当な場合には、制裁には侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続き及び刑罰を定めることができる。(61)</p>

(y) 刑事罰を科すことが可能な場合

米モロッコ FTA では、不正商標や不正パッケージの売買も対象とされている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
少なくとも以下に関して、故意の移動、輸送や製造や管理に対して刑事手続きを開始し、刑事罰を科すことが出来る (a)(i)レコード、(ii)コンピュータ・プログラム又は書類の偽造、(iii)コンピュータ・プログラムのパッケージ(iv)動画もしくはオーディオビジュアルのコピーに対する虚偽もしくは不正な商標、(b)権利保持者の許可がないコンピュータ・プログラムの不正な書類又はパッケージ (17.11.28)	故意の不正商標商品や著作権侵害物品がなくとも以下の場合に刑事手続きを開始し、刑事罰を科すことが出来る。(a)レコード、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・プログラムのための書類もしくはパッケージ、動画・オーディオビジュアルに対する不正商標の貼付もしくは貼付のためにデザインされた不正商標の故意の売買 (b)コンピュータ・プログラムの不正書類もしくは不正パッケージの故意の売買 (15.11.27)	規定なし

(z) サービスプロバイダに対する責任の制限

TRIPS に規定はなく、米豪 FTA、米モロッコ FTA では同一の規定となっている。

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>TRIPS41 条に基づき、(a)著作権物の許諾のない保管及び放送抑止に関して著作権保持者と協力するための法的動機をサービスプロバイダに提供する。(b)サービスプロバイダが管理、開始、指揮をしていない著作権侵害もしくは当該会社によって管理・運営されているシステム又はネットワークを通して行われている著作権侵害に関して、サービスプロバイダに対する制裁の範囲に制限を設ける。</p> <p>(i)金銭的救済の軽減又は以下の機能に関する裁判所命令に対する制限とする</p> <p>(A) 侵害を変更することなく送信、ルーティングや接続を提供する又は侵害の保存</p> <p>(B) 自動的なキャッシュの作成</p> <p>(C) サービスプロバイダにより管理又は運営されているシステムやネットワーク上の情報を使用者の指示により保存すること</p> <p>(D) ハイパーリンクやディレクトリを含む方法でユーザー同士をリンクさせること</p>	<p>(a)著作権物の許諾のない保管及び放送抑止に関して著作権保持者と協力するための法的動機をサービスプロバイダに提供する。</p> <p>(b)サービスプロバイダが管理、開始、指揮をしていない著作権侵害もしくは当該会社によって管理・運営されているシステム又はネットワークを通して行われている著作権侵害に関して、サービスプロバイダに対する制裁の範囲に制限を設ける。</p> <p>(i)金銭的救済の軽減又は侵害の機能に関する裁判所命令に対する制限とする</p> <p>(A) 侵害を変更することなく送信、ルーティングや接続を提供する又は侵害の保存</p> <p>(B) 自動的なキャッシュの作成</p> <p>(C) サービスプロバイダにより管理又は運営されているシステムやネットワーク上の情報を使用者の指示により保存すること</p> <p>(D) ハイパーリンクやディレクトリを含む方法でユーザー同士をリンクさせること</p>	<p>規定なし</p>

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>(ii)これらの制限はサービスプロバイダがマテリアルの送信やマテリアルの受信者を選別しない場合にのみ適用される。</p> <p>(iii) (i) (A)から(D)のサービスプロバイダの資格は(iv)から(vii)の資格とは別である。</p> <p>(iv)条項(i)(B)に関しては、以下の場合にサービスプロバイダの責任が制限される。</p> <p>(A) キャッシュに対する接続できるユーザーが限定</p> <p>(B) ファイルのリフレッシュ、再ロードなどキャッシュのアップデートに関する規則の遵守</p> <p>(C) 締約国における産業の水準に適合した技術を妨害することなく、マテリアルを送信する際に中身を変えていないこと (D) 有効な通知があった場合に、元のサイトで閲覧ができなくなったマテリアルのキャッシュについてアクセスを不能にすること。</p> <p>(v) (i) (c)(d)に関し、サービスプロバイダが以下の場合に責任が制限される (A) 侵害行為から直接の金銭上の利益を受け取っていない (B) 侵害行為の認識後直ちにそのマテリアルを削除又はアクセスを不能にすること (C) 公に代表者を指名すること</p>	<p>(ii)これらの制限はサービスプロバイダがマテリアルの送信やマテリアルの受信者を選別しない場合にのみ適用される。</p> <p>(iii) (A)から(D)のサービスプロバイダの資格は(iv)から(vii)の資格とは別である。</p> <p>(iv)条項(i)(B)について以下の場合にサービスプロバイダの責任が制限される。</p> <p>(A) キャッシュに対する接続できるユーザーが限定</p> <p>(B) ファイルのリフレッシュ、再ロードなどキャッシュのアップデートに関する規則の遵守</p> <p>(C) 締約国における産業の水準に適合した技術を妨害することなく、マテリアルを送信する際に中身を変えていないこと (D) 有効な通知があった場合に、元のサイトで閲覧ができなくなったマテリアルのキャッシュについてアクセスを不可能にすること。</p> <p>(v) (i) (c)(d)に関し、サービスプロバイダが以下の場合に責任が制限される (A) 侵害行為から直接の金銭上の利益を受け取っていない (B) 侵害行為の認識後直ちにそのマテリアルを削除又はアクセスを不能にすること (C) 公に代表者を指名すること</p>	<p>規定なし</p>

米豪 FTA	米モロッコ FTA	TRIPS
<p>(vii) サービスプロバイダの責任が制限されるには以下の条件が必要である： (A) 継続した侵害を行う者のアカウントを終了する手段を適用・実施すること (B) 各締約国の領域において著作権物を保護する標準の技術的措置に対応し、かつそれらの措置を妨害しないこと。</p> <p>(viii) サービスプロバイダが (i) (A) を満たしている場合、裁判所命令は特定のアカウントの終了又は特定のアクセスを防ぐことに限定される。もしサービスプロバイダが (i) 以外に適合する場合、裁判所命令は、侵害マテリアルの除去及びアクセスの不可、特定のアカウントの終了及びサービスプロバイダに負荷が最もかからないという場合に限定される。</p> <p>(ix)(i)(C) 及び (D) の手続きにおいて締約国は侵害の申立及びマテリアルが誤認により除去もしくはアクセス不能になった場合、適当な手続きを設けるものとする。各締約国は、サービスプロバイダが虚偽の陳述に基づいた場合金銭賠償措置規定する。</p>	<p>(vii) サービスプロバイダの責任が制限されるには以下の条件が必要である： (A) 継続した侵害を行う者のアカウントを終了する手段を適用・実施すること (B) 各締約国の領域において著作権物を保護する標準の技術的措置に対応し、かつそれらの措置を妨害しないこと</p> <p>(viii) サービスプロバイダが (i) (A) を満たしている場合、裁判所命令は特定のアカウントの終了又は特定のアクセスを防ぐことに限定される。もしサービスプロバイダが (i) 以外に適合する場合、裁判所命令は、侵害マテリアルの除去及びアクセスの不可、特定のアカウントの終了及びサービスプロバイダに負荷が最もかからないという場合に限定される。</p> <p>(ix)(i)(C) 及び (D) の手続きにおいて締約国は侵害の申立及びマテリアルが誤認により除去もしくはアクセス不能になった場合、適当な手続きを設けるものとする。各締約国は、サービスプロバイダが虚偽の陳述に基づいた場合金銭賠償措置を規定する。</p>	
<p>(x) サービスプロバイダが申立あるいは外見上の侵害に基づき善意のマテリアルを除去あるいはアクセスを不能にした場合、サービスプロバイダは一定の条件で、それによる申立から免除される。</p> <p>(xi) 各締約国は、著作権保持者が侵害について申立をした際に即座にサービスプロバイダから新会社を特定する情報を得ることが出来る行政上もしくは司法上の手続きを設けるものとする。</p> <p>(xii) (i) (A) の機能に関してサービスプロバイダとは、マテリアルを変更することなく送信、ルーティングもしくは接続の提供を行うものを指し、(i) (B) から (D) の場合、サービスプロバイダとは、オンラインサービス又はネットワークアクセスのプロバイダーもしくは運営者を指す。</p> <p>(17.11.29)</p>	<p>(x) サービスプロバイダが申立あるいは外見上の侵害に基づいて、善意のマテリアルを除去あるいはアクセスを不能にした場合、サービスプロバイダは一定の条件で、それによる申立から免除される。</p> <p>(xi) 各締約国は、著作権保持者が侵害について申立をした際に即座にサービスプロバイダから新会社を特定する情報を得ることが出来る行政上もしくは司法上の手続きを設けるものとする。</p> <p>(xii) (i) (A) の機能に関してサービスプロバイダとは、マテリアルを変更することなく送信、ルーティングもしくは接続の提供を行うものを指し、(i) (B) から (D) の場合、サービスプロバイダとは、オンラインサービス又はネットワークアクセスのプロバイダーもしくは運営者を指す。</p> <p>(15.11.28)</p>	

【出所・参考文献一覧】

日本の対米要望・指摘

- ・ 経済産業省（2009） 経済産業省通商政策局編『2009年版 不公正貿易報告書』
- ・ 日本政府（2009） 日本政府「日本国政府による規制改革及びその他の措置」2009年7月6日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/8_houkoku_gai.html
- ・ 日本政府（2008） 日本政府「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」2008年10月15日
- ・ 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ累次資料
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/n_america/us/html/regulatory_reform.html
- ・ 日米投資イニシアティブ累次資料
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/n_america/us/html/invest_initiative.html

米国の対日要望・指摘

- ・ United States Trade Representative (USTR)(2009), United States Trade Representative, 2009 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/reports-and-publications/2009/2009-national-trade-estimate-report-foreign-trade>
- ・ 米国政府（2008） 米国政府「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書（仮訳）」2008年10月15日

〔通信分野〕

- ・ USTR, Results of the Section 1377 Review of Telecommunications Trade Agreements
<http://www.ustr.gov/sites/default/files/Results%20of%20the%202008%201377%20Review.pdf>

〔知的財産権分野〕

- ・ USTR, Special 301 Report
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/reports-and-publications/2009/2009-special-301-report>

米国の第三国に対する指摘、協定等

- ・ United States International Trade Commission (USITC)(2007), U.S.-Korea Free Trade Agreement: Potential Economy-wide and Selected Sectoral Effects
<http://www.usitc.gov/publications/docs/pubs/2104F/pub3949.pdf>
- ・ Free Trade Agreement between the United States of America and the Republic of Korea (KORUS FTA;米韓 FTA 協定)
<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text>
- ・ USTR Free Trade Agreements
<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>

- ・ USTR(2009)

その他

- ・ 在日米国商工会議所（ACCJ）「ビジネス白書相利共生」2006年
- ・ Tommy Koh, Chang Li Lin (ed.), The United States Singapore Free Trade Agreement – Highlights and Insights, 2004.
- ・ 国際機関等公表資料（例：WTO, revised requests of DDA, Trade Policy Review- Report by Secretariat、APEC、ASEAN 等）
- ・ 奥田聡『米韓 FTA-韓国対外経済政策の新たな展開』（2007）アジア経済研究所
- ・ 大町真義『米国の FTA 知的財産権戦略とわが国への示唆』日本機械輸出組合（2007）
- ・ 外務省経済局サービス貿易室編『WTO サービス貿易一般協定・最近の動向と各国の約束』（1998）日本国際問題研究所
- ・ 日米 FTA 研究会編著『日米 FTA 戦略』（2007）ダイヤモンド社
- ・ 日本機械輸出組合『東アジア自由貿易地域の在り方・東アジア自由ビジネス圏の確立に向けて』（2004）
- ・ 日本機械輸出組合『我が国の東アジア FTA/EPA 形勢の在り方ー日本企業の競争力維持強化の観点から』（2008）
- ・ 日本貿易振興機構『ジェトロ貿易投資白書（2009年版）』（2009）
- ・ 宮家邦彦『解説 WTO サービス貿易一般協定』（1996）外務省経済局

資料編

参考図表 1 アメリカのセクター別 GDP

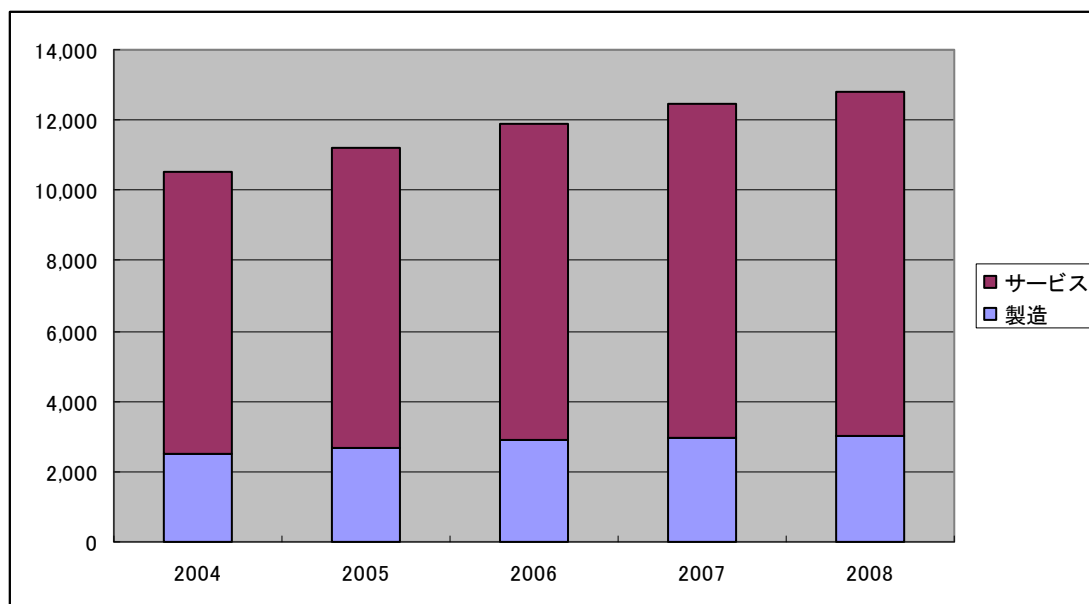
	2004	2005	2006	2007	2008
					億ドル
製造	2,520	2,682	2,880	2,952	3,009
農林水産業	142	133	122	168	158
鉱業・石油・ガス	171	224	262	275	325
製造	1,428	1,481	1,577	1,617	1,638
建設	539	605	646	611	582
ユーティリティ	240	239	273	281	306
サービス	7,988	8,504	9,007	9,491	9,813
運輸・倉庫	345	365	387	407	415
情報・文化	531	558	560	586	622
卸売	687	722	773	805	819
小売	777	825	867	893	885
金融・保険	908	989	1,061	1,091	1,065
不動産・リース	1,471	1,538	1,625	1,720	1,784
専門職業・科学・技術	1,338	1,464	1,566	1,694	1,806
教育	916	970	1,026	1,087	1,158
芸術・エンターテイメント・娯楽	427	452	485	513	536
宿泊・食事	314	334	358	379	396
その他サービス(行政管理を除く)	274	287	299	316	327

単位：億ドル

出所：U.S.Census Bureau⁹⁰

⁹⁰ <http://www.census.gov/compendia/statab/2010/tables/10s0654.pdf>

参考図表2 アメリカの GDP におけるサービス業と製造業の割合

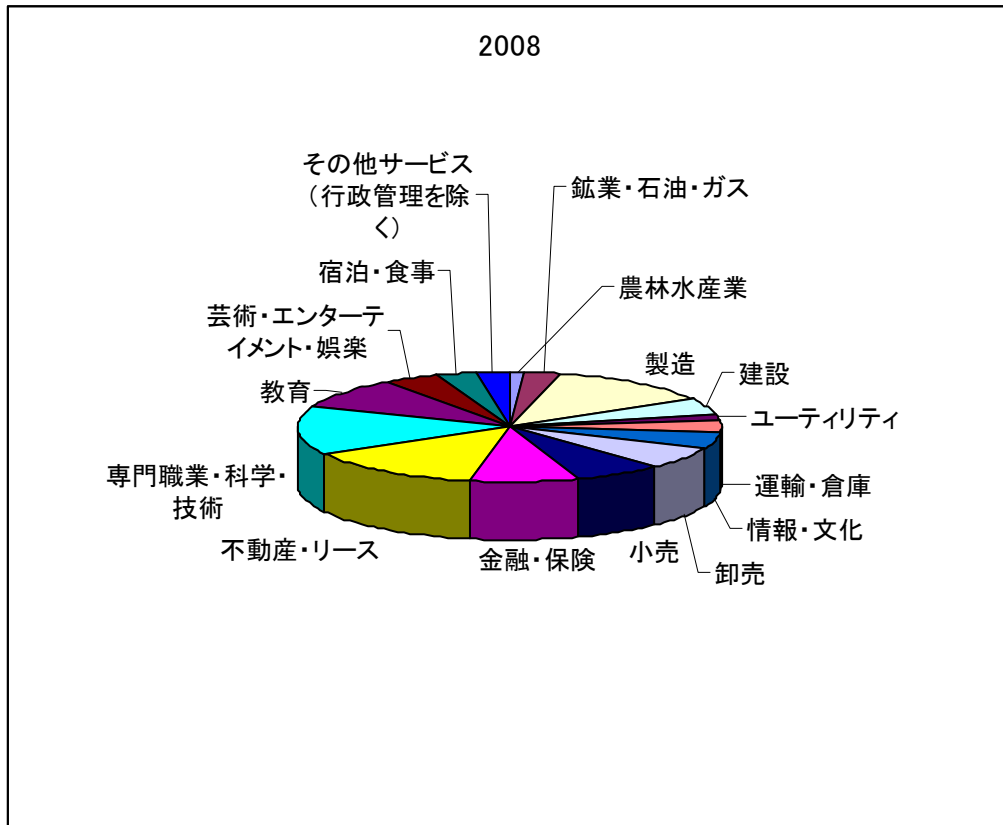


単位：億ドル

出所：U.S.Census Bureau⁹¹

⁹¹ <http://www.census.gov/compendia/statab/2010/tables/10s0654.pdf>

参考図表3 アメリカのサービス GDP におけるセクター別内訳 (2008 年)



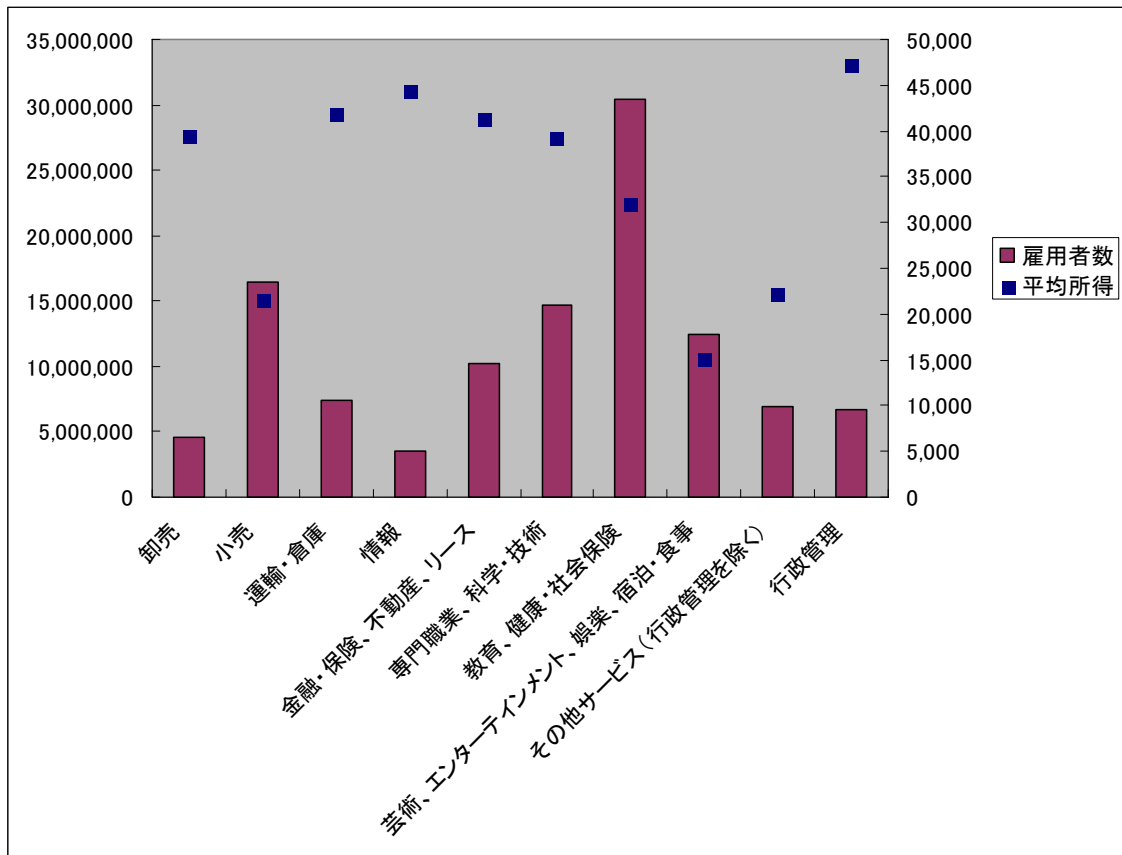
単位：億ドル

出所：U.S.Census Bureau⁹²

アメリカのサービス業においては、不動産・リース、専門職業・科学・技術等が最も多く、次いで金融・保険、教育等が多い。

⁹² <http://www.census.gov/compendia/statab/2010/tables/10s0654.pdf>

参考図表4 アメリカのサービスセクター別雇用者数と平均所得（2006-2008年）



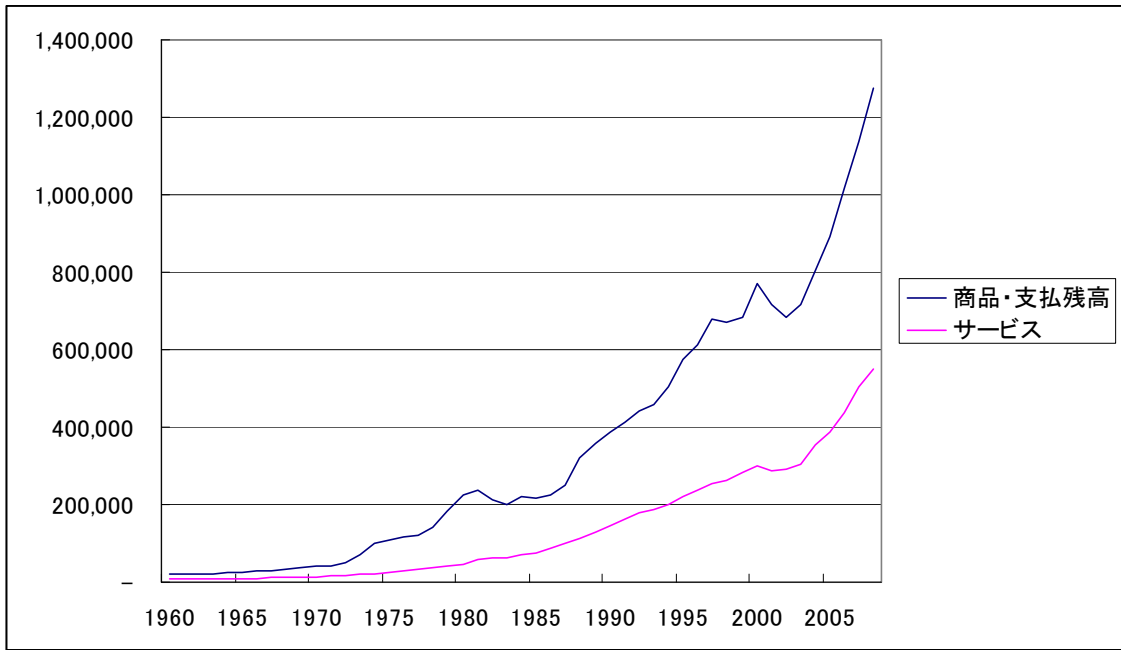
	雇用者数	平均所得
卸売	4,571,847	39,483
小売	16,469,395	21,477
運輸・倉庫	7,359,848	41,854
情報	3,529,128	44,343
金融・保険、不動産、リース	10,190,753	41,323
専門職業、科学・技術	14,707,814	39,244
教育、健康・社会保険	30,456,396	32,054
芸術、エンターテインメント、娯楽、宿泊・食事	12,475,529	15,043
その他サービス（行政管理を除く）	6,891,085	22,193
行政管理	6,715,348	47,092

単位：雇用者数：人 平均所得：ドル

出所：U.S. Census Bureau, 2006-2008 American Community Survey⁹³

⁹³http://factfinder.census.gov/servlet/STTable?_bm=y&-geo_id=01000US&-qr_name=ACS_2008_3YR_G00_S2403&-ds_name=ACS_2008_3YR_G00_&-redoLog=false

参考図表 5 アメリカの物品輸出とサービス輸出（1960-2008 年）



単位：100 万ドル

出所：U.S Bureau of Economic Analysis ⁹⁴

アメリカの輸出においては商品はサービスの 2 倍以上で推移している。

⁹⁴ <http://www.bea.gov/international/xls/table1.xls>

参考図表 6 アメリカのサービス輸出相手国（上位 20 カ国・金額）
（1992, 2000, 2005 - 8 年）

		1992	2000	2005	2006	2007	2008
1	英国	16,173	31,973	45,125	50,982	60,289	62,545
2	カナダ	17,363	24,559	32,671	37,685	42,777	45,775
3	日本	25,446	33,411	41,513	40,442	39,606	41,245
4	ドイツ	10,858	15,928	21,217	20,504	24,776	28,160
5	メキシコ	10,458	14,334	20,366	21,690	23,364	24,040
6	アイルランド	n.a	n.a	n.a	16,955	21,296	22,767
7	フランス	7,001	10,553	12,929	13,568	15,641	17,916
8	スイス	2,889	5,705	11,396	13,355	15,251	17,242
9	中国	1,570	5,211	9,015	10,902	13,453	15,870
10	オランダ	3,737	7,057	8,689	9,902	12,482	14,600
11	韓国	3,369	7,287	10,466	12,251	12,894	14,260
12	ブラジル	2,500	6,295	5,852	7,628	9,530	12,272
13	オーストラリア	3,470	5,575	7,527	8,539	10,317	11,826
14	インド	1,093	2,546	5,173	6,640	8,850	10,532
15	イタリア	4,503	5,459	7,135	7,300	8,992	9,943
16	シンガポール	2,147	6,122	5,766	6,803	8,291	9,011
17	スペイン	2,452	3,818	4,883	5,854	6,985	8,314
18	バミューダ	436	1,568	5,093	6,524	6,821	7,667
19	ベルギー/ルクセンブルグ	2,310	3,309	4,809	5,830	6,733	7,538
20	台湾	3,163	4,856	6,390	6,989	6,818	7,254

単位：100 万ドル

出所：U.S Bureau of Economic Analysis⁹⁵

アメリカのサービス輸出相手國中、日本は英国、カナダに次いで第 3 位である。1992 年、2000 年には米国にとって日本が最大のサービス輸出相手国であったが、近年では相対的にそのプレゼンスが低下している。

⁹⁵ <http://www.bea.gov/international/xls/tab2a.xls>

参考図表 7 アメリカのサービス輸入相手国（上位 20 カ国・金額）
（1992, 2000, 2005 - 8 年）

		1992	2000	2005	2006	2007	2008
1	英国	12,082	28,304	35,240	39,305	42,022	43,537
2	ドイツ	6,768	12,400	18,977	22,027	24,039	26,366
3	日本	10,599	17,405	22,276	23,684	23,810	24,483
4	カナダ	8,484	17,711	21,809	23,354	24,629	24,421
5	バミューダ	1,691	6,315	13,527	15,945	17,103	17,092
6	フランス	4,868	10,642	12,309	14,760	15,233	16,499
7	メキシコ	7,291	11,023	14,184	14,663	15,343	15,758
8	スイス	1,933	5,536	11,318	12,017	13,902	14,829
9	インド	639	1,892	5,031	7,692	9,606	12,123
10	アイルランド	n.a	n.a	n.a	8,198	10,884	9,988
11	中国	1,055	3,259	6,627	7,710	8,827	9,810
12	オランダ	2,477	5,698	7,768	8,499	8,759	9,678
13	香港	1,493	4,311	5,349	6,174	6,974	7,794
14	台湾	1,974	4,221	6,531	6,897	7,186	7,651
15	イタリア	3,185	5,061	6,172	6,478	7,100	7,598
16	韓国	2,050	4,617	6,036	6,425	6,568	7,195
17	オーストラリア	2,230	3,494	4,670	4,964	5,617	6,077
18	ベルギー/ルクセンブルグ	1,057	2,397	2,817	3,341	4,394	5,178
19	ブラジル	688	1,953	2,099	3,337	4,089	4,986
20	スペイン	1,283	2,562	2,858	3,175	3,780	4,271

単位：100 万ドル

出所：U.S Bureau of Economic Analysis ⁹⁶

アメリカのサービス輸入相手国のなかで、日本は英国、ドイツに次いで第 3 位である。1992 年時点では日本は英国に次いで第 2 位の輸入相手国であったが、2000 年以降他国ほど日本の対米サービス輸出は伸びていない。

⁹⁶ <http://www.bea.gov/international/xls/tab2a.xls>

参考図表 8 アメリカのサービス貿易の分野別比較 輸出（1992, 2000, 2005 - 8年）

	1992	2000	2005	2006	2007	2008
旅行	54,742	82,400	81,799	85,789	97,050	110,090
旅客運賃	16,618	20,687	20,970	22,036	25,636	31,623
貨物	8,442	12,547	16,470	17,408	19,830	22,430
郵便	13,089	17,256	24,811	28,817	31,720	36,515
ロイヤリティ・ライセンス料	20,841	43,233	64,395	70,727	83,824	91,599
教育	6,186	10,348	14,021	14,647	15,956	17,796
金融		22,117	39,878	47,882	61,393	60,190
保険	1,016	3,631	7,566	9,445	10,184	10,756
通信	2,885	3,884	4,748	7,105	8,043	9,163
コンピューター		6,949	9,434	10,079	11,638	12,599
マネジメント・コンサルティング			19,242	21,421	25,331	26,942
研究開発			10,431	12,810	14,293	17,139
設備リース		5,192	9,555	6,183	7,363	7,942
会計・経理				717	883	1,399
広告				3,773	4,041	4,019
建築技術				4,702	5,338	5,918
建設				739	1,021	1,679
工業				3,903	3,848	3,776
設備保守修理				7,673	8,946	9,661
法律				5,256	6,409	7,269
医療	708	1,501	1,964	2,166	2,306	2,467
鉱業				721	2,170	3,080
スポーツ・芸術				431	635	755
貿易				3,611	5,216	6,112
トレーニング				1,284	1,240	1,414
その他専門技術サービス				920	1,160	1,352
その他のサービス	8,266	15,929	17,351	20,559	22,663	22,099

単位：100万ドル

出所：U.S Bureau of Economic Analysis ⁹⁷

アメリカのサービス輸出の内訳をみると、旅行、ロイヤリティ・ライセンス料が多い。サービス輸入は旅行、貨物、保険が多い。

⁹⁷ <http://www.bea.gov/international/xls/tab1a.xls>

参考図表 9 アメリカのサービス貿易の分野別比較 輸入（1992, 2000, 2005 - 8年）

	1992	2000	2005	2006	2007	2008
旅行	38,552	64,705	68,970	72,104	76,354	79,743
旅客運賃	10,603	24,274	26,149	27,501	28,437	32,597
貨物	13,571	27,388	43,920	45,742	45,576	45,248
郵便	10,196	14,037	18,017	19,576	21,524	26,895
ロイヤリティ・ライセンス料	5,161	16,468	24,612	23,518	24,656	26,616
教育	767	2,032	3,992	4,467	4,760	5,204
金融		10,936	12,126	14,733	19,750	19,143
保険	4,221	11,284	28,710	37,023	41,666	42,939
通信	6,052	5,429	4,519	6,342	7,045	7,193
コンピューター		6,230	10,596	13,434	14,806	16,139
マネジメント・コンサルティング			14,905	18,562	18,810	21,565
研究開発			7,239	9,276	11,739	14,885
設備リース		1,223	1,316	1,027	1,004	958
会計・経理				1,516	1,764	2,269
広告				1,892	2,140	2,194
建築技術				861	1,035	1,086
建設				534	585	827
工業				1,343	1,739	1,603
設備保守修理				3,660	4,118	4,945
法律				1,223	1,489	1,902
医療	114	156	510	585	660	757
鉱業				684	670	728
スポーツ・芸術				186	270	313
貿易				957	1,108	1,047
トレーニング				815	784	779
その他専門技術サービス				4,220	3,545	4,287
その他のサービス	498	639	1,547	2,135	2,177	2,505
サービス合計	103,469	207,392	279,486	313,919	338,211	364,366

単位：100万ドル

出所：U.S Bureau of Economic Analysis⁹⁸

⁹⁸ <http://www.bea.gov/international/xls/tab1a.xls>

参考図表 10 アメリカから外国への直接投資（分野別）（2005－2009年）

	2005	2006	2007	2008	2009
鉱業	12,015	21,903	19,943	27,272	17,647
製造	28,121	42,359	66,717	44,980	27,230
食品	1,171	2,736	10,701	4,530	3,280
化学	3,911	5,778	7,937	13,018	7,842
初期組立金属	-703	2,490	2,927	2,689	888
機械	2,077	3,711	5,421	7,239	2,678
コンピューター・電子機器	3,607	13,458	6,440	9,426	1,741
電子部品・装置	1,662	2,753	2,255	5,458	-652
輸送設備	-250	1,563	11,820	-6,692	-3,675
その他の製造	16,645	9,869	19,216	9,312	15,124
卸売	12,517	14,835	13,637	29,874	16,211
情報	2,831	3,851	9,219	10,551	7,226
預金受託金融機関	-4,751	-6,441	12,008	4,709	-13,032
金融・保険	13,079	25,825	83,466	43,061	15,115
専門職業・科学技術	-2,055	9,377	7,767	7,427	5,802
持ち株会社（非銀行系）	-66,351	97,498	148,753	123,806	63,099
その他工業	19,964	15,012	16,851	20,115	13,593

単位：100万ドル

注：2009年は第1～第3四半期まで

出所：U.S Bureau of Economic Analysis⁹⁹

アメリカの対外直接投資を分野別に見ると、サービス分野では卸売、情報、金融・保険が一定の割合で推移している。2008年にはサービス分野ではバンク・オブアメリカが中国に進出したが、対照的に日本ではシティ・グループが消費者金融から全面撤退、リーマン・ブラザーズの日本穂人が民事再生法申請など、2001年以来の引き揚げ超過となった¹⁰⁰。

⁹⁹ <http://www.bea.gov/international/xls/usdiacap.xls>

¹⁰⁰ ジェトロ『ジェトロ貿易投資白書 2009年』115-116ページ

参考図表 11 外国からアメリカへの直接投資（投資分野別）（2007 年）

	2,007
製造	1,343,458
卸売	613,345
小売	69,024
情報	234,301
金融・保険	8,834,038
不動産・リース	128,015
専門職業・科学・技術	111,933
その他製造業	678,015
合計	12,012,130

単位：100 万ドル

注：各年末時点

出所：U.S Bureau of Economic Analysis¹⁰¹

¹⁰¹ http://www.bea.gov/international/xls/mousa_all_selected_indy.xls

